

小笠原村エコツアーリズム推進全体構想

平成28年1月

小笠原エコツアーリズム協議会

小笠原村エコツーリズム推進全体構想

<目次>

1	エコツーリズムを推進する地域	3
1 - 1	エコツーリズム推進の目的及び方針	3
(1)	エコツーリズム推進の背景と目的	3
(2)	エコツーリズム推進にあたっての現状と課題	4
(3)	エコツーリズム推進の基本方針	5
1 - 2	小笠原エコツーリズム協議会の役割と参加主体	6
(1)	小笠原エコツーリズム協議会	6
(2)	協議会の役割	6
(3)	協議会の参加主体	7
1 - 3	エコツーリズムを推進する地域	8
(1)	推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方	8
2	対象となる自然観光資源	9
2 - 1	対象となる主な自然観光資源	9
(1)	現在活用されている自然観光資源	9
(2)	今後活用が期待される自然観光資源	25
2 - 2	その他の観光資源	26
3	エコツーリズムの実施の方法	29
3 - 1	ルール	29
(1)	ルールによって保護する自然観光資源	29
(2)	ルールの内容及び設定理由、適用区域、自然観光資源等	30
(3)	ルールの運用にあたっての実効性確保の方法	44
3 - 2	ガイダンス及びプログラム	45
(1)	主なガイダンス及びプログラムの内容	45
(2)	実施される場所	46
(3)	プログラムの実施主体	46
3 - 3	モニタリング及び評価	46
(1)	モニタリングの対象と方法、各主体の役割	46
(2)	モニタリングの評価の方法及び結果の反映の方法	46
(3)	専門家や研究者などの関与の方法	46

3 - 4	その他	49
(1)	情報提供	49
(2)	人材育成	49
4	自然観光資源の保護及び育成	50
4 - 1	特定自然観光資源	50
4 - 2	その他の自然観光資源の保護と育成	50
(1)	自然観光資源の保護と育成	50
(2)	自然観光資源に関する法令等	50
5	その他エコツーリズムの推進に必要な事項	51
5 - 1	環境教育の場としての活用と普及啓発	51
(1)	ガイドンス及びプログラムの実施に当たっての留意点	51
(2)	地域住民に対する普及啓発の方法	51
5 - 2	他の法令や計画等との関係及び整合	51
(1)	法令・制度	51
(2)	計画	51
5 - 3	農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和	51
(1)	海域利用	51
(2)	陸域利用	51
5 - 4	地域の生活や習わし等への配慮	52
5 - 5	安全管理	52
(1)	陸域の安全管理	52
(2)	海域の安全管理	52
5 - 6	全体構想の公表	52
5 - 7	全体構想の見直し	52

【添付資料】

- (1) 図1 小笠原諸島の位置及び範囲
- (2) 図2 エコツアーリズムを推進する地域(陸域・父島)
- (3) 図3 エコツアーリズムを推進する地域(陸域・母島)
- (4) 図4 エコツアーリズムを推進する地域(陸域・賀島)
- (5) 図5 エコツアーリズムを推進する地域(海域)
- (6) 図6 対象となる自然観光資源の位置(父島)
- (7) 図7 対象となる自然観光資源の位置(母島)
- (8) 図8 対象となる自然観光資源の位置(賀島)

1 エコツーリズムを推進する地域

1 - 1 エコツーリズム推進の目的及び方針

(1) エコツーリズム推進の背景と目的

小笠原諸島は、世界的にも注目される学術的に貴重な自然環境と、太平洋を舞台とする開拓の歴史文化を有し、日本の国土としても大変重要な位置にあります。その中でも、特に自然環境は、私たちにとって最も価値のある資源であり大切な財産です。

海洋島として形成された小笠原諸島は、その形成過程を示す地質と共に小笠原諸島固有の動植物が生息・生育し、生物進化の過程を示すフィールドとして知られています。こうした自然について、その生態系の価値が認められ、世界自然遺産「小笠原諸島」として平成 23 年 6 月にユネスコの遺産一覧表に記載されました。

また、これらの貴重な自然と亜熱帯気候に育まれた美しい自然は、世界自然遺産登録以前から多くの観光客を集め、村の経済を支えてきました。

さらに、小笠原諸島の発見から現在までには、最初の定住者が欧米系住民であったことに代表されるとおり、わが国はもとより海外からも多くの来島者があり歴史的足跡を残しています。この世界交流の歴史は、村の歴史文化の根源として今も島に生活する人々の中に引き継がれています。

私たちは、村民がこのような小笠原の自然や歴史・文化を誇りに思い、村が自立発展するための恵みとして活用しながら豊かな暮らしを送れるようにするため、村政が確立されてから一貫して「自然との共生」を村の施政の基本方針の一つとして掲げ、その実現に向けて取り組んできました。

昭和 63 年(1988 年)には、米国からの返還 20 周年記念事業として日本で最初のホエールウォッチングを実施し、翌年からは、村おこしの一環として「ホエールウォッチング」が事業化されました。その際には研究者のアドバイスを基に自主ルールが制定され、対象となるザトウクジラを自然な姿で観察しながら地域経済に貢献してきました。1990 年代になり、日本で「エコツーリズム」という概念が浸透した際に、このホエールウォッチングはエコツーリズムの考え方に基づくエコツアーの始まりとして評価されました。その後、村では貴重な自然を保全しながら利用する観光の在り方として「エコツーリズムを基軸とした観光振興」を政策テーマに取り上げています。

エコツーリズムの定義は、それを定義するそれぞれの地域が持つ背景や実情に合わせて表現が異なっていますが、基本的には、観光が自然環境や歴史文化といった地域資源の保全に寄与することによって、次世代にその貴重な資源を継承しながら、地域の人々によってつくられ、利用し続けていくことができる観光を指しています。

小笠原エコツーリズム協議会では、前身母体である小笠原エコツーリズム推進委員会が策定した「小笠原エコツーリズムマスタープラン」における基本理念を継承し、小笠原村のエコツーリズムは「かけがえのない小笠原の自然を将来に渡って残していきながら、旅行者がその自然と自然に育まれた歴史文化に親しむことで小笠原の村民が豊かに暮らせる島づくり」と定義します。

村民に「村の観光資源といえば」と問いかけたとき、「自然」と多くの方が答えると思います。このような場所だからこそ、かけがえのない自然を幾世代にも渡って誇りを持ちながらその恵みを受けられるようにするため、小笠原村ではエコツーリズムを推進します。

(2) エコツーリズム推進にあたっての現状と課題

小笠原村におけるエコツアーの現状

エコツアーは、エコツーリズムの思想を具現化した内容でなければなりません。

従って、自然への配慮がなされていることを大前提とし、同じルートや同じ海域を使ったツアーだとしても、知識を有し安全管理も怠らないガイドによるガイダンスが行われているか、また、そのツアー実施によって地域や自然に何らかの貢献をしているか、などに視点をおきながらツアーが評価された結果、エコツアーと言えるかどうかが決まります。

言い換えれば、次章に定める「対象となる自然観光資源」を案内すればそれがすべてエコツアーであるとは言えないということです。

この全体構想では、村内で実施される様々なツアーが、小笠原村のエコツーリズムの考え方を踏襲したツアーになることを理想として掲げつつ、エコツアーになりえる区分として小笠原村観光協会が整理しているツアー区分を参考に列記すると、以下が挙げられます。(母島においても同様のツアー設定あり。)

森・山ツアー、ナイトツアー、スターウォッチング、スキューバダイビング、スキンドайビング、シーカヤック、ドルフィンスイム&ホエールウォッチング、南島上陸・海域周遊(一部属島上陸含む)&ドルフィンスイム。

これらは、ガイドの力量に重点が置かれるツアーもあれば、ガイドの存在と同様に、自然を味わうための手段として様々な道具立てが必要なツアーもあります。

また、ツアーは基本的に一日を単位としますが、定期船入出港日には半日を単位とし、ナイトツアーやクルーズ船客向けのツアーのように2, 3時間程度のツアーもあります。

さらに、ツアー代金は3,500円程度のナイトツアーから、14,000円前後のスキューバダイビングのようにサービス内容等によって幅があります。これらツアーは地元の事業者によって運営されており、世界自然遺産登録後の来島者増もあり地域への経済効果は高いと言えます。ただし、ツアー内容によっては増加したシニア層等の客層にそぐわないツアーもあり、ツアー区分ごとの利用者数の伸びには差があります。

小笠原村におけるエコツーリズム推進にあたっての課題

ア 観光需要の高まりときめ細やかなモニタリング・評価の実施

これまで、小笠原諸島への交通アクセスとしては概ね6日間隔で運航されている定期船と年数回寄港する観光船(クルーズ船)に限定されており、平成22年度までの数年間の定期船による観光客数は年間1万3千人から1万5千人程度で推移していました。

その後、平成23年6月に小笠原諸島が世界自然遺産として登録され、広く小笠原諸島の魅力が発信されたことで、小笠原村への観光需要が高まり、平成22年度から平成23年度では観光客数が約1.6倍に増加しました。登録から4年を経過した平成26年度においても、観光客数は平成22年度の約1.3倍と登録前より高い水準を維持しています。

しかし、主要な交通アクセスとなる定期船は多少運航回数が増えるものの、当面は、6日間を最短期間とする現在の運航条件は大きく変化しないことが見込まれます。

また、寄港する観光船(クルーズ船)の便数も、世界自然遺産登録前と比較して増加の傾向が見られます。それに伴って、自然環境への懸念が心配されますが、継続的なモニタリングや評価を行いながらエコツーリズムを推進することにより、自然環境の保全に貢献してい

くことが求められます。

イ 観光客を受け入れる水準の維持・向上

小笠原村が観光客に対して実施している調査によると、観光客の8割以上が何らかのガイドツアーに参加している現状があります。つまり、ガイドツアーを実施する事業者が提供する体験やガイダンスの内容は、観光客の満足度や再来訪意向等に大きな影響を与える要素であると言えます。

また、海や森といった自然の中のフィールドで実施されるガイドツアーについては、街中や里山の体験プログラムと比較して、より一層の安全管理に対する配慮が求められます。

前述のような観光需要の高まりを受けて、観光関連事業者の新規参入や雇用拡大も想定されるなか、ガイド事業者を中心とする観光事業者の知識や技術については、一定の水準を担保しつつ、常にレベルアップを図っていくことが求められます。併せて、ガイドツアーで利用するフィールドについては、関係する行政機関や各種団体等の役割分担のもと、保全措置と共に適切な環境整備と安全確保を行っていく必要があります。

(3) エコツーリズム推進の基本方針

当協議会では、小笠原諸島の豊かで美しく、海洋島というユニークな自然や文化を次世代に継承していくための環境教育的視点も持ちながら村の自立発展のための資源としてとらえ、その保全と利用のバランスを図りながら地域の振興を目指し、持続可能な島づくりを進めるためにエコツーリズムを推進します。

そのために、自然環境保全、観光振興、地域振興、環境教育といった各側面から以下のような点に留意し、取り組むこととします。

自然環境保全のために

固有動植物を代表とする海洋島のユニークな自然は、世界的に見ても大変貴重な存在です。そのため生物多様性保全の観点からも、小笠原諸島の自然は村民や日本国民だけではなく、世界の人々の共通の財産として残していくことが求められています。また、小笠原諸島の自然は競争相手の少ない環境で独自に進化してきたため、外来生物や環境負荷に対して非常に脆弱であることが知られています。

このような貴重な自然環境の保全にエコツーリズムの推進がより積極的に貢献できるよう、保全活動にかかわる情報提供やガイドラインづくり等を行っていくとともに、事業者が積極的に自然環境の保全にかかわるように推進していきます。

観光振興のために

小笠原諸島の貴重な自然や歴史文化を保全していくことが観光のための財産となり、その活用にあたっては、自然に与える負荷を極力少なくし、持続可能な観光産業を形成することが求められています。そのためには、最大の恵みである自然に敬意と理解を持ったガイドの育成と共に、小笠原村独自の自然と歴史文化を学び、適正な規模で参加・体験できる仕組みをつくり上げていきます。

また、観光の需要は多様化しており、時代の変化に即した観光戦略が必要です。小笠原の観光をより魅力あるものとし、来島者には小笠原諸島への旅を満喫していただくた

めに、自然や歴史文化を十分に活用した特色のある体験プログラムの提供や質の高いガイド育成による受け入れ体制の充実等を進めていきます。

地域振興・環境教育振興のために

エコツーリズムの推進が、限られた村民の経済効果にとどまるのではなく、地域全体の活性化につながるよう、常に情報提供や体験共有に心がけます。また、エコツーリズムの推進を通して小笠原諸島の貴重な自然を村民全体が誇りに思い、持続可能な発展を目指す気持ちを醸成します。

さらに次世代を担う地元の子供だけではなく、広く国内外の子供たちも受け入れ、小笠原諸島のユニークな自然環境をフィールドにした環境教育や歴史文化に関する教育を進めていきます。

1 - 2 小笠原エコツーリズム協議会の役割と参加主体

(1) 小笠原エコツーリズム協議会

小笠原村では、平成12年3月に策定した小笠原諸島観光振興計画から明確に「エコツーリズムを基軸とした観光振興」を打ち出しています。この中で、推進組織の設立が企画され、平成14年6月に「小笠原エコツーリズム推進委員会」が村及び産業団体を中心に設立されました。その後、さまざまな課題に対処するため、より広く行政機関や産業団体並びに関係NPOなども参画した小笠原エコツーリズム協議会（以下「協議会」という。）を平成17年4月に設置しました。さらに、平成23年7月には、協議会設置要綱を制定し、協議会をエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進協議会として位置づけました。

(2) 協議会の役割

協議会は、小笠原村のエコツーリズム推進の方向性を定め、それを確認・共有することを目的として、全村的な取組体制を構築し、協議会設置要綱第3条に定められた所掌事項について協議、合意形成を図ります。

また、協議会は、村民主体のエコツーリズムを推進するための核となる組織であるとの認識の下、協議会で合意が得られたものは、エコツーリズムの推進に関わる地域全体の意向を表すものとして捉えて事業に取り組むほか、合意事項に関係する行政機関や各種団体等については、その反映に努めるものとします。

(3) 協議会の参加主体

構成機関名	職名(委員)	各団体の役割
小笠原村商工会	会長	利用の立場から見たアドバイス及び情報提供
小笠原村観光協会	会長	同上
一般社団法人小笠原母島観光協会	代表理事	同上
一般社団法人 小笠原ホエールウォッチング協会	代表理事	保全と利用の立場から見たアドバイス及び情報提供
東京島しょ農業協同組合	理事(当村在住)	一次産業団体の立場から見たアドバイス及び情報提供
小笠原島漁業協同組合	代表理事組合長	同上
小笠原母島漁業協同組合	代表理事組合長	同上
小笠原海運株式会社	父島営業所長	交通事業者の立場から見たアドバイス及び情報提供
NPO 法人小笠原野生生物研究会	理事長	保全の立場から見たアドバイス及び情報提供
NPO 法人小笠原自然文化研究所	理事長	同上
小笠原自然観察指導員連絡会	会長	同上
NPO 法人 エバーラスティング・ネイチャー	小笠原海洋センター 所長	保全と利用の立場から見たアドバイス及び情報提供
環境省小笠原自然保護官事務所	首席自然保護官	全国的な視点でのアドバイス及び情報提供
国土交通省小笠原総合事務所	所長	同上
林野庁関東森林管理局小笠原諸島 森林生態系保全センター	所長	同上
東京都小笠原支庁	支庁長	全都的な視点からのアドバイス及び情報提供
小笠原村	村長	事務局

上記の職にある者が委員に就任することができない場合には、その機関に属する代わりの者を委員にすることができる。

1 - 3 エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方

小笠原村は、一般村民の居住する父島及び母島、日本の最東端の南鳥島、最南端の沖ノ鳥島他大小 30 余りの島々で構成されています（添付資料 図 1）。

このうち、地理的条件や自然環境の保全の重要性及びエコツアー等による利活用が可能な範囲を考慮した結果、エコツーリズムを推進する地域は以下のとおりとします。

陸域

- ・ 父島（南島含む）……………（添付資料 図 2）
- ・ 母島 ………………（添付資料 図 3）
- ・ 聳島（むこじま）……………（添付資料 図 4）

海域

海域において実施されるツアーは特定の地点に限定されるものではないため、推進地域の明確な指定は行いませんが、小笠原諸島の沿岸 20 マイル以内（ホエールウォッチング自主ルールの適用海域に準じる。添付資料 図 5）とします。

2 対象となる自然観光資源

2 - 1 対象となる主な自然観光資源（添付資料 図6～8）

（1）現在活用されている自然観光資源

動植物、地形・地質、天文（単独で活用されている自然観光資源）

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
1	オガサワラオオコウモリ	父島	<p>コウモリ目オオコウモリ科 頭胴長 200～240mm、前腕長 130～150mm、体重 380g～440g。 小笠原諸島及び火山列島に分布する固有種で、樹林に生息する。特に冬場は繁殖活動のため、ねぐらを形成して集団化する。 食性は、主として植物の果実・花蜜・葉などを利用している。 行動は、夜行性で日没後間もなくから翌朝にかけて採餌を行う。</p>	<p>ナイトツアーの観察対象として通年利用されている。主に餌場での観察とし、昼間のねぐら域の観察は行わないこととしている。 小笠原村観光協会では「自主ルール」を定め、グループはガイド1名につき見学者10名程度までとするなど、コウモリの生態に配慮しながら観察を行っている。</p>	<p>文化財保護法で「天然記念物」に、種の保存法では「国内希少野生動植物種」に指定されており、また繁殖期にねぐらを形成する地域は、鳥獣保護管理法による「特別保護指定区域」に指定され厳しい行為制限が行われている。 自主ルールや上記法令等により保護措置が取られている一方、オオコウモリは農業害獣としての側面も持っており、農家をはじめ行政・研究者等関係者の理解・協力が不可欠である。</p>
2	ヤコウタケ	父島・母島	<p>ハラタケ目キシメジ科 ミクロネシア・ポリネシア・東南アジアの熱帯地域を中心に分布し、日本では小笠原諸島や八丈島で自生している。 傘の直径は、1～3cm程度で主に広葉樹の枯れ枝等に群生する。傘やひだに発光生があり、緑色の強い光を放つ。 小笠原では、方言的俗称としてグリーンペと呼ばれる。</p>	<p>ナイトツアーの観察対象として利用される。高温多湿な環境を好むため、主に5月～11月頃が見ごろとなる。個体の寿命は3日ほどだが群生していることが多いため、概ね決まった場所で観察することが可能である。 小笠原村観光協会の自主ルールでは、生育環境への配慮とともに観察者同士への配慮にも留意されている。</p>	<p>生育する環境が限られているため、自生箇所の環境保全が必要である。特に林床の枯れ枝等に寄生することから、利用の際も踏み荒しがないように注意をする。</p>
3	アオウミガメ	海域全域及び父島・母島	<p>伊豆諸島、小笠原諸島、南西諸島と、太平洋、大西洋、インド洋の熱帯から温帯域および地中海と幅広く分布している。小笠原諸島は北太平洋で最北端のアオウミガメの繁殖地であり、その規模は日本最大である。 名前の由来は、体内の脂肪分が青い（緑色）ことからアオウミガメと呼ばれている。主に海藻・海草食であるため、その色素が脂肪に反映されているようである。 ふ化稚亀の体重は、約25g、甲長は約5cmであるが、30～40年経ち成熟すると体重は70kg～200kg、甲長は、80～120cmに成長する。成熟した雌ガメは産卵のために3～4年ごとに小笠原海域へ来遊し、一度に平均100個の産卵を2週間おきに4～5回繰り返す。</p>	<p>父島では海洋センターで映像を使った生態レクチャーや館内ツアー、給餌、ウミガメ甲羅磨きなど、飼育水槽のアオウミガメを「見て」「触れて」「学ぶ」子供から大人まで幅広く対象としたプログラムを実施している。また時期によっては大村海岸の光害対策として実施しているウミガメ卵移植事業も体験できる。 さらにアオウミガメの産卵期には大村海岸の夜間パトロールを実施している。その際、ウミガメの産卵を見学に来ている方へウミガメのレクチャーや観察方法の説明などを実施している。 母島ではクラブノア母島においてレクチャーや産卵時期には観察会などを実施している。</p>	<p>小笠原の天然浜におけるアオウミガメの卵のふ化率は、30～40%、外洋に出て生存する確率は約0.3%であることに加え、小笠原の個体群は繁殖頻度も低いため、アオウミガメの個体数を回復させるためには、産卵巣数を増やす必要がある。そのため、産卵巣数の多い大村海岸の産卵環境を改善することが有効である。 産卵のために上陸したアオウミガメは、非常に神経質で人の気配を感じた場合には、産卵せずに海へ帰る個体もいる。また、数日に渡って上陸・産卵ができないと、水中で放卵することもある。 上陸したアオウミガメに遭遇した場合には、近づかない、視界に入らない、思いがけず接近してしまった場合には一旦静止し、ウミガメの</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			戦前の乱獲により、小笠原諸島のアオウミガメの個体数は激減したが、近年は徐々に回復傾向にある。		視界から外れてからその場を離れるなど産卵行動を妨げない対応が必要である。また、産卵時期には、海岸にウミガメの姿が無い場合でもフラッシュを使用した撮影は行わない、懐中電灯を海へ向けないなどの配慮が必要である。
4	ザトウクジラ	海域全域	体長 13～14m・体重 30t。胸ビレが長いのが特徴。夏はアリューシャン列島で採餌、冬から春に小笠原で繁殖。水深 200m 以浅の沿岸域でよく見られる。鯨類の中でもアクティブな行動が多いことで知られる。成熟雄は、ソングと呼ばれる鳴音を出すことがある。	12 月末から 5 月中旬までウォッチングツアーが催行されていて、ピークシーズンは 2 月から 4 月となる。ピーク時には、小笠原ホエールウォッチング協会（OWA）が三日月山展望台で観察会を行っている。 OWA の自主ルールでは主に鯨類への接近距離や方向なども定められている。（マッコウクジラも同様）	小笠原海域で実施した目視調査の結果から、個体数の増加が示唆されており、2010 年以降、船との衝突例も確認されているため、特に分布が集中する沿岸域での航行には速度を落とすなどの注意が必要である。 ザトウクジラを含む大型鯨類の水中観察については、安全管理策が確立されていないことから、推奨していない。
5	マッコウクジラ	海域全域	体長雄 16m、雌 11m・体重雄 45t、雌 15～20t。ハクジラの中で最大。餌を追って深海まで潜る。水深 500m 以深の外洋域に分布している。年齢と性別によって生息海域を変える。小笠原近海では、雌と子供で構成される繁殖育児群がよく見られ、まれに、北からやってくる成熟雄を見かける。	海況が穏やかな夏から秋にかけてウォッチングツアーが多く、遭遇率も高くなる。冬や春にツアーを催行する業者もいる。 外洋域では、マッコウクジラ以外にマダライルカ・ハンドウイルカ・カズハゴンドウ・コビレゴンドウ・アカボウクジラなどに会うこともある。	外洋域は、海況が荒れやすく、往復にかかる時間も長くなるので、船酔い対策が必要である。
6	ミナミハンドウイルカ	海域全域	体長 2.5m。1～数十頭の群をつくる。聳島列島・父島列島・母島列島の沿岸域に生息し、列島間での移動が確認されている。	人に馴れやすく、ドルフィンスイムの対象となっている。 OWA のアドバイスのもとに作成した、小笠原村観光協会の自主ルールでは、群れにアプローチできる回数を定めている。（ハシナガイルカも同様） 多くのツアーボートは、小笠原村観光協会のスイムのルールを守っている。	泳力のない人もイルカと泳ぎたがる（または泳がせる）が、大勢が同時に泳ぐこともあり、ガイドの安全管理能力が求められるとともに、イルカの威嚇行動が見られないかななどにも注意する必要がある。 外洋域のイルカと泳ぐときは、沿岸域よりもリスクが多いこと（危険な生物や有事の際の島への搬送時間など）を認識しておく必要がある。
7	ハシナガイルカ	海域全域	体長 2.0m。数十頭以上の群をつくっていることが多い。日中は沿岸域で休息し、夜間は沖合域で採餌するという日周行動をとる。	よく船首波に乗る。ジャンプも多く、ウォッチングしやすく楽しめる。	人が水中に入ると嫌がって逃げるが、それでも泳ぐ（泳がせる）場合もあり、ウォッチング船とスイム船が混在するときは、注意が必要である。
8	星空	父島・母島	本土から 1000km 離れ、周辺に市街地がない小笠原の夜空は、環境省が実施した全国星空継続観察において平成 22 年度から 2 年連続日本一に選定されている。 また、低緯度にあることから夏の天の川の中心部分が空高く位置するため、その明るさが際立つとともに、本土では観望できない南天の星も見ることができる。冬季の夜間でも温暖なため年間を通して快適な観望が可能である。	星空観望ツアーによって、ガイドによる詳しい解説を聞きながら、肉眼で星座の観望、双眼鏡や天体望遠鏡を使用した天体観測が行われている。 多客期には、地元の有志で組織されている小笠原天文倶楽部による無料の星空観望会が開催されている。	天候・雲量によっては、星空の観望が実施できない。 また、月の位置によっては、微小な天体の観望には不向きな期間が生じるため、月齢を考慮しながら、事前に観望に適した対象を選択しておく必要がある。

動植物の生育地及び生息地、地形・地質、自然景観（地域または海域を移動するエコツアーの中で活用される自然観光資源）

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
9	サンゴ礁・岩礁・沈船などの海洋生物の生息環境	父島列島・母島列島・聳島列島周辺海域	<p>小笠原諸島のサンゴ群落の特徴としては、サンゴ礁海域では種数が多く、他海域では被度の高いミドリイシ類が比較的少なく、アザミサンゴやキクメイシ科の大型群体、あるいは被覆状の小型群体などの種類が多い事が挙げられる。これまでに200種ほどの造礁サンゴ類が報告されている。一方で各島の周りには発達の良いサンゴ礁地形が不連続に形成されている。</p> <p>また歴史的背景から沈没船が数多く存在し、戦後70年とはいえ、今もなお朽ち果てる事なく、サンゴをはじめ、さまざまな生物の生息場所となっている。比較的浅い海域にあるものでも十数隻あり、主に父島二見湾、兄島滝之浦、母島南西側沖合などに没している。</p>	<p>小笠原諸島には、エコツアーの利用に適した海域が多数あるため、多少の波浪でも風向き等を考慮することでツアー実施に適した海域を選択することが可能である。</p> <p>そういった沿岸のサンゴ礁、岩礁、沈船に集まる魚類など様々な生物をダイビングやシュノーケリングによりインストラクターの案内のもとに観察する。</p> <p>小笠原の海は、外洋に面している場所が多く、また遠浅の海岸が少ないので、造礁サンゴ類の発達に適した海岸が多くはないが、父島列島では二見湾奥、兄島瀬戸に面する海岸（宮之浜、釣浜など）巽湾、母島では大崩湾南部、御幸浜、向島周辺などは大変よく発達した美しい造礁サンゴ群落が見られ、ダイビングツアースポットとして利用されている。</p> <p>また沈船もダイビングツアースポットとして、水深の浅いものはシュノーケリングスポットにもなり、その戦跡としての造形や漁礁として利用されている。代表的なポイントは兄島滝之浦、二見湾洲崎 などである。</p>	<p>特に沿岸部でのダイビングでは、ダイビングや遊泳中である事をアピールしたり、遊泳引率者も他船が頭上を通過したりすることに注意する必要がある。</p> <p>サンゴ礁保全のため係船用のブイを設置しており、特に母島では、全ポイントに設置している。</p>
10	回遊する海洋生物の生息環境	父島列島・母島列島・聳島列島周辺海域	<p>世界的に有名なマグロ穴に代表されるイソマグロをはじめ、カマスサワラや、ロウニンアジなど、大型回遊魚に加えダイナミックな地形といった部分も小笠原の魅力の一つであり、それらを観察できる。</p> <p>外海に隣接した小笠原群島には、この様なポイントが数多く点在する。</p>	<p>外海に面した水深のある荒磯といった環境がほとんどであり、ドリフトと呼ばれるスタイルでアクセスする場合も多いので、ある程度の経験豊かなダイバー向けである。</p> <p>代表的な場所として、嫁島鮪穴、父島ドブ磯、門ロック、母島四本岩などがある。</p>	<p>海況が良ければ、人気のポイントは利用が重なる場合があり、時間調整など事業者（船舶）間の協調性が必要である。</p> <p>また、潮流に対する細心の注意が必要である。</p>
11	宮之浜～兄島	父島周辺海域	<p>本エリアは、父島とその北側にある兄島に挟まれた兄島瀬戸沿いの海岸線及び兄島の南西側の湾内の海域である。大小様々な浜が点在し、潮通しが良くサンゴ礁が発達しているため、サンゴに生息する魚類の絶好の観察場所である。カツオドリなど海鳥類との遭遇も期待できる。</p> <p>また、海岸線の切り立った地形や山頂へ広がる植生を利用することによって島の成り立ちや特徴的な地質などを解説するのもに適している。</p>	<p>カヤックによる利用が行われており、特に父島の南西側の海況が悪い場合に利用される。ただし、潮流による影響を強く受けるため、ある程度のカヤック経験が求められるコースである。コースは、宮之浜から兄島瀬戸の海岸線や滝之浦を巡り、上陸地でシュノーケリング・昼食タイムを設けて7時間程度で戻る1日コースである。</p>	<p>エリア内の兄島瀬戸の両岸は、国立公園の海域公園地区に指定されている。</p> <p>兄島瀬戸は潮流が非常に速いため、潮汐についての細心の注意と地形による潮流の変化などの十分な知識が必要。</p> <p>地形による影響で、風が山から強く吹き降ろす場合や、瀬戸を吹き抜ける場合があるので強風時は特に注意が必要である。</p> <p>また、兄島瀬戸を通る漁船やダイビング船等が多いため、船舶の航行や引き波などにも注意が必要である。</p> <p>さらに兄島などの属島上陸にあたっての外來種対策の徹底が必要である。</p>
12	小港・コペベ海岸～ジニービー	父島周辺海域	<p>本エリアは、父島の南西側の入り組んだ海岸線とその沖合および南島周辺の海域である。随</p>	<p>カヤックによる利用が行われているが、外洋に面しているため比較的海況が良い場合に利用</p>	<p>エリア内の南島とその周辺の海域は、国指定天然記念物及び国立公園海域公園地区に指定さ</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
	チ・南島		所にサンゴ礁が発達し、サンゴに生息する魚類の観察場所であり、カツオドリなど海鳥類との遭遇も期待できる。また、ジョンビーチ・ジニービーチ沿岸から南島へかけての海域は、石灰岩の沈水カルスト地形となっており、純白の砂浜や奇岩など独特の景観を呈する。	される。コースは、小港またはコペペ海岸から出発し、ジョンビーチ・ジニービーチを回るコースと、南島へ上陸するカヤック経験者向けのコースがあり、共にシュノーケリング、昼食タイムを設けて7時間程度で戻る1日コースである。	れている。 小港からは外洋に出るので、船舶の航行や風・うねりに注意が必要である。 また、南島の周辺は潮流が速く複雑なため、潮汐についての細心の注意と地形による潮流の変化などの十分な知識が必要である。 さらに属島上陸にあたっては、外来種対策の徹底が必要である。
13	二見湾	父島周辺海域	本エリアは、北に三日月山、東に夜明山・中央山、南は振分山・野羊山に囲まれ西に開けた大きな湾になっていて、大小様々な浜がある。北西寄りの風波以外はほぼ穏やかであり、湾の奥部には二見桟橋および父島漁港が整備されている。 エリア内の浅海部分には、サンゴが発達しており、崖地には枕状溶岩や柱状節理など島の成り立ちを現す地形地質も見られる。 またカツオドリ、イソヒヨドリ、オガサワラノスリなど鳥類の出現も期待でき、その他、海岸線に広がる在来種・外来植物も見られる。	カヤックによる利用が行われており、冬期を除き比較的穏やかな海域で初心者でも参加しやすいコースである。コースは、扇浦から境浦または洲崎を目指す3時間程度の半日コースと、境浦や製氷海岸などいくつかのビーチに上陸しシュノーケリング、昼食タイムを設けて7時間程度で巡る1日コースの二通りが設定されている。	エリア内の製氷海岸沖合のスギノキミドリイシ群落海域は、国立公園海域公園地区に指定されている。 湾口や漁港付近は、定期船や漁船・プレジャーボート等の航行や引き波に注意が必要である。 また、地形の影響により波が穏やかでも風が山から吹き降ろしたり不規則に回ったりする場合があります。注意が必要である。
14	長崎	父島	エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「長崎」ルートがある。ルート上では、展望台や歩道からの景観が優れ、兄島や兄島瀬戸の様子が見られるほか、旭山の山腹の植生などがよく観察できる。 エリア内の植生としては、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、岩上荒原植物群落、モクマオウ林(二次林を含む)、コバノアカテツ・ムニンアオガンビ群集などが見られる。 乾性低木林を構成する固有植物が豊富であり、モクマオウを対象とした外来種駆除事業が行われている。	「長崎」ルートは、一般利用可能な歩道を活用しており、起伏の少ない散策向きのルートで、入口から展望台および電信山遊歩道の一部を周回型のガイドツアーに活用している。 乾性低木林や外来種駆除の説明のほか、兄島、旭山の植生を説明することが多い。	本エリアは、国立公園特別保護地区に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。
15	宮之浜・電信山	父島	エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「宮之浜・電信山」ルートがある。宮之浜から釣浜を経由し長崎に至るルートで、主にガレ場の多い尾根上を通っている。北側に兄島瀬戸を隔てて兄島、西島が、南側には旭山から二見湾内、三日月山が展望できる。また、奥村から清瀬の集落が間近に見渡せる。 エリア内の植生としては、モクマオウ林(二次林を含む)、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、コバノアカテツ・ムニンアオガンビ群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、ホナガソウ群落などが見られる。	現在は、「宮之浜・電信山」ルート全体を利用することは少ないが、長崎周辺や宮之浜は周回型のガイドツアーで活用している。 送迎をつけた活用で半日利用、また、旭山とセットで一日利用が想定できる。 長崎では外来種駆除事業の様子も説明できる。 ルート途中の村道終点部分周辺は、ナイトツアーでリュウゼツランに集まるオガサワラオオコウモリの観察に利用することがある。 奥村遊歩道が開通し、街歩きとセットの利用が期待される。	本エリアは、村道周辺などの一部を除き国立公園特別保護地区に指定されている。 「宮之浜・電信山」ルートは、公園計画に基づく遊歩道・園地整備が行われており、一般利用が可能であるが、浸食等による段差ができていなど整備の必要な箇所がある。また、村道周辺等の一部を除きルートのほとんどが森林生態系保護地域保存地区に設定されている。 眺望の妨げとなっている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>乾性低木林を構成する固有種や広域種、モクマオウなどの外来種が混在し、低い箇所ほど外来種が優先する。尾根上と斜面林内に見られる同じ植物でも風当り、乾燥の度合いによる形態の違いが分かる。</p> <p>宮之浜からは滝之浦兄島方面が見え、干潮時は磯の海生生物観察ができる。</p>		
16	三日月山	父島	<p>エリア内には、散策等に利用可能な「三日月山戦跡」ルートと「三日月山」ルートがある。また、陸上からのホエールウォッチングなどに活用されている三日月山展望台があり、ここまで村道が通じていることからビューポイントとしても人気である。</p> <p>エリア内の植生としては、ギンネム群落、モクマオウ林（二次林を含む）などが見られる。戦跡ルートは、砲台跡やそれに関連する施設跡が残り、ガジュマルに覆われるなどジャングルの雰囲気醸し出している。全体的には外来種が多いが、ビューポイントも設けられているなど、比較的気軽に利用できるルートであり、見どころが多いエリアとなっている。</p>	<p>「三日月山戦跡」ルート、「三日月山」ルート共に周回型のガイドツアーで利用される。ルート内では、固有種と外来種の説明やガジュマルが戦跡を覆い尽くす姿などを説明することが多い。</p> <p>三日月山展望台は、ザトウクジラのシーズンには観察会を実施したり、ナイトツアーで星空観察したりエコツアーの周回拠点として活用されている。</p>	<p>本エリアは、国立公園第二種特別地域内に位置している。</p> <p>三日月山展望台の利用は非常に多いが、そのほかのルートの利用が少ない。中心街から比較的近く、活用しやすい場所であるため、利用を誘導する方策を考える必要がある。</p>
17	大神山公園	父島	<p>公園内は、海岸側のお祭り広場を中心とした部分と、山側の大神山神社を中心とした部分に分けられる。</p> <p>お祭り広場周辺部分では、目の前に広がる大村海岸があり、遊泳などで気軽に利用されるほか、アオウミガメの産卵場所にもなっており、ナイトツアーでも利用されている。また、園地には、植栽木が多いが海岸植物を説明するのに適している。</p> <p>大神山神社周辺には、主に参道の階段からアクセスする。神社の本殿から少し上ると、メイン展望台があり、二見湾を望むことができる。展望台周辺の園路沿いには、父島の低木林が見られ、固有種の説明に適している。また、パノラマ展望台からの景観もよく、二見湾のエダサンゴ群落を説明するのに適している。三日月山方向の山に広がるオガサワラピロウ林と外来種林の対比も説明できる。また、展望地足元の岩場には、ハイアロクラスタイトが見られる。</p>	<p>海岸部分は、滞在中にほとんどの観光客が利用している。</p> <p>ガイドツアーでは、ビジターセンターが雨天時に利用されるほか、歴史解説を予定しているツアーの始まりに利用される。</p> <p>神社側は、ガイドツアーとしての利用は現状少ないが、父島らしい植生も見られるため、体験活動などの利用はある。</p> <p>エリア内は、中心集落に近接しており、また、自然・歴史・文化を交えての解説がしやすいため、今後の短時間のガイドツアー向けの新たなフィールドとして活用が期待される地域である。大神山公園全体をゆっくり歩けば、半日のガイドツアーが設定できる。</p> <p>また、大村海岸は、ウミガメの産卵時期のガイドツアー利用が行われている。</p>	<p>本エリアは、国立公園・森林生態系保護地域の区域外である。</p> <p>メイン展望台上の壕はしっかりと整備されていて観光利用にも向いている。</p> <p>眺望の妨げとなっている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p> <p>ウミガメ産卵時期の観察者の注意が必要である。</p> <p>また、夏期にアカガシラカラスバトが観察されており、出現した場合の配慮が必要である。</p>
18	旭山	父島	<p>エリア内には、散策等に利用可能な「旭山」ルートがあり、途中で旭山南峰と旭山に分岐している。入り口からこの分岐点までは、主にムニンヒメツバキの二次林の樹林を抜けていく。</p>	<p>「旭山」ルートは、一般利用可能な歩道であり、半日や周回型のツアーで活用している。</p> <p>一部傾斜のきついところなどあるが比較的利用しやすいルートである。</p>	<p>本エリアは、国立公園第一種特別地域内に指定されており、公園計画に基づいた歩道整備が行われている。また、一部は森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>エリア内の植生としては、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集典型変群集・ツルダコ変群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、オガサワラピロウ・タコノキ群集、岩上・岩石荒原植物群落、ホナガソウ群落などが見られる。</p> <p>分岐点から南峰へ行くルートは樹林が開け、乾性低木林と外来種が混在し、岩場にも固有種がある。山頂からは、兄島、父島南側を展望し、旭山と夜明山の谷合いのオガサワピロウとヒメツバキ林が見られる。</p> <p>旭山へ行くルートは、山頂近くまでヒメツバキ林、乾性低木林の樹幹を歩く。展望地からは奥村を含めた二見湾、エダサンゴ群落、南島、西島、兄島を見渡す景観が素晴らしい。</p>	<p>ガイドツアーでは、植物の話題が多く、山頂のスペースも広いので旭山南峰がよく使われる。</p> <p>旭山も山頂からの眺望が良く、一般利用は多い。</p>	<p>岩場のムニタイトゴメを踏まないよう注意が必要である。オガサワラノスリの行動にも配慮する必要がある。</p> <p>山頂周辺の眺望の妨げとなっている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p>
19	夜明山	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能なルートや無線施設等への管理路がある。</p> <p>植生としては、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、コバノアカテツ・ムニンアオガンピ群集などが見られる。</p> <p>エリア内は、高木性の樹林と山頂・尾根筋の低木性の樹林に区分され、高木性の樹林はムニンヒメツバキを主とする樹林で、オガサワラピロウ、タコツルなどが茂り、さらにマルハチ、メヘゴなどの木性シダも見られ、亜熱帯らしいうっそうとした感じになっている。一方、山頂・尾根筋は、岩場で人の背丈以下のタチテンノウメ、シマムロ、シャリンバイ、ハウチワノキなどの低木性樹林となり展望もとても良い。</p>	<p>「夜明山」ルートは、ガイドツアーに利用されるが、森歩きだけではなく戦跡見学とセットでツアーが行われることが多い。全体的になだらかなルートのため、それほど健脚度は要求されない。都道からの入口が2か所あり、無線施設への管理路から入りルートにつながっている。</p>	<p>本エリアは、国立公園第一種及び第三種特別地域内にある。また、森林生態系保護地域保存地区に設定されており、管理路以外は、指定ルートである。</p>
20	傘山	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「傘山」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生としては、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集典型変群集・ツルダコ変群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集シマイスノキ変群集などが見られる。山頂までの植生は、樹高2～4mの乾性低木林である。山頂からの眺望は良く、山頂付近は岩場と矮性低木林(樹高1～2m)となっている。父島の大部分の植生を見下ろすことができる。岩場では、デイスイトを観察できる。</p>	<p>「傘山」ルートは、都道からの入口から山頂に至るルートで、短い傾斜のある岩登り部分があるため足腰がしっかりした人向きとなっている。頂上からは、父島全体の植生や母島、鴎島も遠望でき、地形などの説明にも活用できる。</p> <p>ルート全体は短いため、周回型のツアーに利用されている。</p>	<p>本エリアは、国立公園第一種特別地域に指定されている。また、森林生態系保護地域保存地区に設定されており、「傘山」ルート全線が指定ルートとなっている。</p> <p>オガサワラノスリの行動(特に繁殖期)に配慮が必要である。</p> <p>路上駐車になるので車両の停車位置に気を付ける必要がある。</p> <p>また、短い岩場を歩く時の安全確保が必要である。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
21	初寝浦・石浦	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「初寝浦・石浦」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生としては、ハスノハギリ・モモタマナ群落、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、オガサワラススキ群集（シマチカラシバ群落典型下位単位ほかを含む）などが見られる。</p> <p>入口付近は、亜高木林・湿性林だが、途中の休憩所に近づくにつれ乾性低木林となる。固有植物が非常に多く、原生林の雰囲気を感じることができる。</p> <p>ルート上では、ところどころ枕状溶岩が露出しており、溶岩の上を歩くことができる。</p> <p>途中の休憩所から急な下り階段が続き、一気に海岸まで下り、海岸植生に変化していく。ルート途中ではアカガシラカラスバトが出現することもある。</p> <p>初寝浦では、緑色のうぐいす砂や枕状溶岩を観察することができ、海岸は小笠原最大のアオウミガメ産卵地となっている。</p> <p>初寝浦から尾根を一つ越えて沢を進むと石浦に到着する。ルート途中にシマウツボの群生地がある。水のきれいな沢沿いには、タマナ・モモタマナが植えられ、石垣等もあり戦前の生活の跡が偲ばれる。また、うぐいす砂を見ることができる。</p>	<p>「初寝浦・石浦」ルートは、初寝浦までは一般利用可能な歩道であり、半日程度のガイドツアーに利用され、初寝浦から石浦の間はガイドの同行が必要な指定ルートであり、1日のガイドツアーとなるが利用は少ない。</p> <p>急な登り降りをしなればならず、また雨後は悪路になりやすいため、足腰のしっかりした人向きである。そのためガイドツアーではあまり利用されていないが、固有種数が非常に多く、魅力のあるルートとして急坂になる手前までであれば、東平に準じる活用が期待される。</p>	<p>本エリアは、国立公園特別保護地区に指定されている。また、森林生態系保護地域に設定されており、そのうち初寝浦海岸付近は保全利用地区、その他は保存地区に設定されている。</p> <p>雨後は、ルートがぬかるむため、踏圧による侵食や土壌の流出等を防止する観点からも、ぬかるみ軽減措置の検討が必要である。</p> <p>休憩所周辺の眺望の妨げとなっている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p> <p>急階段のルート部分は、特に帰路の登りがきつく、適宜休憩をはさむべきである。また、階段の丸太が滑りやすく対策が必要である。</p> <p>アカガシラカラスバトが出現した場合は配慮が必要である。</p> <p>初寝浦から石浦にかけての尾根越えは悪路であるため、相応の靴や手袋等が必要である。</p> <p>石浦は波が荒く、遊泳する場合は注意が必要である。</p>
22	東平	父島	<p>エリア内はアカガシラカラスバトと固有植物の保護のための柵に囲われており、散策等で利用可能な「サンクチュアリールート」と途中から分岐したトレッキング利用が可能な「初寝山ルート」がある。</p> <p>エリア内の植生としては、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ亜群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集典型変群集・ツルダコ変群集、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集シマイスノキ変群集、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、岩上・岩石荒原植物群落などが見られる。</p> <p>乾性低木林を形成する固有植物の宝庫で、樹名板も設置されている。</p> <p>都道旧道を利用したルートは、道幅が広く、湿性林的雰囲気を見せている。</p> <p>ムニンノボタンなどの保護増殖事業の対象地</p>	<p>「サンクチュアリールート」だけの利用の場合、周回型のガイドツアーに利用され、「初寝山ルート」も加えると半日のガイドツアーとして利用されており、沢までサンクチュアリールートを利用して戻ることが多い。</p> <p>サンクチュアリールートの一部は、アカガシラカラスバトへの影響に配慮して11月から3月を立入禁止にしており、その場合は周回せずに途中での引き返しとなる。</p> <p>ルート上では、環境による種分化（シマムラサキ・オオバシマムラサキ・ウラジロコムラサキの違いなど）、適応放散などについて解説することが多い。</p>	<p>本エリアは、国立公園特別保護地区に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>ルートの利用に当たっては、駐車スペースがないため都道の駐車は青いペンキで塗られた石より後ろに止めるといふ、事業者間での合意事項がある。</p> <p>サンクチュアリー周囲に設けられた侵入防止柵は、父島におけるノネコ・ノヤギ対策の目標が達成された後には、早期に撤去されることが望まれる。</p> <p>対象樹が分かりづらい場合があるため、樹名板の位置を検討する必要がある。</p> <p>ルート中にぬかるみやすい箇所がある。</p> <p>「初寝山ルート」の低木林内では、歩行の支障となっている樹木への対応について検討する必要がある。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			もあり、ルートの途中にある沢では、水生生物を見ることができる。 初寝山までは、途中乾性低木林の枝をかき分けながら歩き、父島の東側を見渡す頂上に至る。この頂上からは、東島と父島側の石浦との間に岩脈であった礫が点在し、かつての噴火口であった所を見ることができる。		
23	中央山	父島	エリア内には、散策等で利用可能な「中央山」ルートがある。 エリア内の植生としては、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集キバンジロウ壺群集、コバノアカテツ - ムニンアオガンビ群集などが見られる。 都道を扇浦側に少し下った地点から中央山頂側にムニンヒメツバキの群生地がある。ルート前半は、湿性高木林的な雰囲気植生であり、分岐点から見晴台へのルートと頂上の階段部分では、アカガシラカラスバトが営巣するタコソルの群生や餌植物が見られる。 中央山の山頂は、父島で一般利用できる場所としては一番高く、水平線がほぼ全周見渡せる眺望のもと、父島の植生を見ることができる。山頂付近の植生は、乾性低木林である。	「中央山」ルートは都道入口から山頂、見晴台への一般利用できる歩道を活用している。階段も整備され全体的に歩きやすいルートで、周回型のガイドツアーに利用されている。 ルート内では、シダ類など小笠原の固有植物についての説明やアカガシラカラスバトと餌植物や営巣地場所の関係も説明、頂上では、乾性低木林と父島の植生分布、島の成り立ちなどを説明できる。	本エリアは、全域が国立公園第一種特別地域に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。 エリア内に整備されている歩道途中の分岐点から見晴台のルートはアカガシラカラスバトの繁殖期（11月から3月）は利用できない。 乱立状態にある所管の異なる看板や眺望の妨げとなっている外来樹等について取扱いを検討する必要がある。 路上駐車になるため、東平と同様に駐車位置の誘導措置を行っている。
24	扇浦・桑ノ木山	父島	エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「扇浦・桑ノ木山」ルートがある。戦前からの旧道の一部を活用したルートであり、二次林が主で、途中2か所の展望地に分岐して二見湾から吹割山方面などを見渡すことができる。 エリア内の植生としては、ハスノハギリ - モモタマナ群落、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集キバンジロウ壺群集、コバノアカテツ - ムニンアオガンビ群集、アカギ群落などが見られる。 桑の木山側から歩くと旧道の石垣の残る部分もあり、連珠谷展望地までは、沢沿いで比較的湿性の高木が多く、連珠谷から扇浦にかけてはヒメツバキやモクマオウが優先する二次林である。 天狗鼻展望地、納涼山は、吹割山、桑ノ木山がそびえ、二見湾を展望する景勝地である。	現状では「扇浦・桑ノ木山」ルート全体を通じた利用は少ない。 ガイドツアーの中で小笠原の歴史を解説する際に貞頼神社周辺は利用されることがある。また、桑ノ木山入口側から連珠谷展望地・ガジュマルまでの往復は周回型ガイドツアーで利用されていることは多い。 ルート全体の活用も図るためには、送迎の仕組みづくりや周回ルートの魅力づくりが必要である。	本エリアは、国立公園第三種特別地域内がほとんどであるが、扇浦周辺は、公園区域外である。また、一部が森林生態系保護地域保存地区及び保全利用地区に設定されている。 アカガシラカラスバト、オガサワラノスリへの配慮が必要である。 展望地の外来種が景観を阻害している。 ロープ場や鎖場があり、安全面から改善が必要である。 また、ルート上の標識の改善が必要である。
25	時雨山山麓 (しぐれやまさんろく)	父島	エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「時雨山」ルートがある。ルートは、都道巽線終点を入口とし、旧道を歩いて15分ほどのところに時雨山山麓へのルートの分岐点がある。戦前の	「時雨山」ルートは、旧道を活用しており、戦前は島民に利用されていたルートである。固有種が回復している二次林を見るガイドツアーが実施されるが、現在は時雨ダム付近が荒れて	本エリアのうち、「時雨山ルート」の時雨山方面分岐点付近のみ国立公園第二種特別地域に指定されており、それ以外は公園区域から外れている。また、本エリアの一部は森林生態系保護

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>里道を利用したルートである。</p> <p>エリア内の植生としては、ムニンヒメツバキ - コバノアカテツ - ムニンアオガンビ群集、リュウキュウマツ群落、ギンネム群落、ホナガソウ群落などが見られる。</p> <p>周辺のほとんどが民有地で、畑地であったところにムニンヒメツバキの二次林が生育し、林床にはオオシラタマカズラ群落が広がり、リュウキュウマツ枯木が多い一方で大木もある。</p> <p>途中のワラビ群生地や短い分岐ルート上からの展望がよい。</p> <p>また、八瀬川上流には、水生生物が生息しているため、沢沿いのポイントでは、それらの観察や時雨山周辺から小港に至る水系の説明を行うことができる。</p> <p>時雨山北側の沢筋は二次林ではあるがアレカヤシの繁る熱帯的な林内と苔むした岩などがあり、石垣の残る旧道のルートとなっている。</p> <p>時雨ダム側からは蓬莱山から時雨山の景観がよい。</p>	<p>いるため、安全確保の観点から活用されていない。</p> <p>異線側からのルート途中の分岐点までは通年利用可能で、時雨ダムに続く部分はオガサワラノスリの繁殖に配慮して7月から12月までの利用となっている。</p> <p>八瀬川上流の沢沿いは固有種の自然景観ではないが、アレカヤシなどによる熱帯的な景観を楽しむことができる。</p> <p>将来的には常世の滝のルートから朝立岩(あさだちいわ)・躑躅山(つつじやま)に寄り、本ルートを使った周回ルートの設置が望まれる。</p>	<p>地域保存地域に設定されているが、「時雨山ルート」のほとんどは森林生態系保護地域の設定地域外である。</p> <p>オガサワラノスリの行動に配慮するため、繁殖期間は、ルートへの立入が制限されている。</p> <p>民地に設置されたヤギよけネットや放置されたタイヤが景観を損ねている。</p> <p>ルート上に一部ロープ場があり注意が必要である。</p> <p>沢沿いの旧道の一部は、ブッシュで足元が見えづらいため、ルートの維持管理方法について検討が必要である。</p>
26	小港	父島	<p>本エリアは、八瀬川下流域から河口に広がる海岸林及び砂浜で構成されている。川沿いには歩道があり、海岸部分は園路や休憩舎が整備されている。八瀬川下流から海岸に至る地形や植生の観察に適しており、川沿いに山が迫る景観と川底地形、広域分布種、海岸林の巨木と板根の発達を説明できる。</p> <p>小港海岸は、父島で最も広い砂浜の海岸で、周辺の岩肌には枕状溶岩が見られる。中山峠からは、小港海岸の全景や隣接するコペペ海岸、遠くに二見港の街並みを見渡すことができる。</p>	<p>周回型のガイドツアーで利用されている。また、荒天時にシーカヤックのツアーで八瀬川が利用されることがある。</p> <p>周回型のガイドツアーでは、海岸林や在来植物を説明する場所として利用されるほか、夏場は海水浴など一般利用が多い。</p> <p>ナイトツアーでは、オカヤドカリ、スナガニ、夜光虫、星の観察に利用されている。</p>	<p>本エリアは、海岸部分が国立公園第一種特別地域、入口のロータリー周辺は、第二種特別地域に指定されており、また、海岸林を含む園地内は、森林生態系保護地域の保全利用地区に設定されている。</p> <p>園地整備によって休憩舎やトイレが整備されている。</p>
27	赤旗山	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「赤旗山」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生としては、コバノアカテツ - シマイスノキ群集、オガサワラビロウ - タコノキ群集、ムニンヒメツバキ - コバノアカテツ - ムニンアオガンビ群集、ホナガソウ群落などが見られる。</p> <p>ルートは都道異線終点の入口から旧道に入りムニンヒメツバキ林内を5分ほど歩いて、赤旗山へのルートに入る。</p> <p>林内には、オガサワラビロウやタコソルが多くジャングル風の景観で途中にワラビ畑、頂上付近にムニンツツジの保護増殖事業の実施地が</p>	<p>「躑躅山(つつじ山)」ルートの途中から「赤旗山」ルートに分岐するが、このルートはノスリ、アカガシラカラスバトの繁殖に配慮し7~12月のみ利用可能である。</p> <p>現状では、ガイドツアーで利用される事は少ない。</p> <p>途中の傾斜がきつく、短い距離ではあるが足腰のしっかりした人向きである。</p> <p>半日程度のガイドツアーで利用される。</p>	<p>本エリアは、国立公園区域内にあり、異道路終点付近のみ第二種特別地域、それ以外は、特別保護地区に指定されている。また、森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>標識類の整理(終点表示、鳥獣保護区等)、危険箇所の表示、保護増殖用ネットの景観配慮などが必要である。</p> <p>展望地からの眺望を妨げている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p> <p>また、オガサワラノスリの行動に配慮する必要がある。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>ある。</p> <p>途中の展望地や山頂からは、鯨崎、巽島、躑躅山、衝立山、鳥山などの展望が優れている。頂上から眼下にかけては中海岸への沢伝いにかつて人が住んでいた様子をガジュマルなどの樹冠を通して偲ぶことができる。</p>		
28	躑躅山 (つつじやま)	父島	<p>エリア内には、都道巽線が通じ、都道終点の入口から旧道に入るガイドツアーで利用可能な「躑躅山」ルートがある。ルートの途中には、「岩山」「躑躅山」「朝立岩(あさだちいわ)」への分岐があり、それぞれ岩場に出る。</p> <p>エリア内の植生としては、スズメノコビエ・シマスズメノヒエ群落(シマチカラシバ群落スズメノコビエ下位単位を含む)、コバノアカテツ・ムニンアオガンピ群落、ムニンヒメツバキ・コブガシ群落キバンジロウ亜群落などが見られる。</p> <p>ルート沿いの一帯は、ほとんどがムニンヒメツバキの二次林で、そのほかの固有種や外来種が混在している。ルート周辺の一帯ではビロウ・ヒメツバキが生育しており、かつて畑であった土地の約70年後の森の様子を解説できる。また、父島のルート沿いでは最も大きなシマホルトノキがある。岩山、躑躅山、朝立岩からの展望は良く、父島南側の山並みや母島まで見渡せる。岩山は時雨ダムの集水域から小港方面への水の循環を語るのに適し、躑躅山は中海岸など巽湾方面の展望が特に良い。</p> <p>また、朝立岩ではムニンツツジの保護増殖事業が行われており、近くには自生株も生育している。</p>	<p>「躑躅山」ルートは、都道巽線の終点を起点に岩山、躑躅山、朝立岩を經由して往復6～7時間程度、朝立岩から北袋沢に抜けるルートを利用すると5時間程度の所要時間である。ガイドツアーでは時々利用されるが、健脚向きである。都道巽線終点から岩山までは10分程度のため周回型ツアーでの利用が多い。</p> <p>躑躅山への分岐ルートは、オガサワラノスリとアカガシラカラスバトの繁殖に配慮し5～10月のみ利用可能で、朝立岩への分岐ルートはオガサワラノスリの繁殖に配慮し5～12月のみ利用可能である。</p>	<p>本エリアは、国立公園区域内にあり、巽線終点付近のみ第二種特別地域に、それ以外は、特別保護地区に指定されている。また、森林生態系保護地域保存地区内に設定されている。</p> <p>旧道の管理が行われておらず今後の管理方法等の検討や足場板、標識等の補修・整理が必要である。</p> <p>展望地からの眺望を妨げている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p> <p>オガサワラノスリの行動に配慮する必要がある。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
29	千尋岩 (ちひろいわ)	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「千尋岩」ルートがある。ルート入口から衝立山近くまではほぼ旧軍道を利用したルートであり、常世ノ滝に至る沢筋を通り、常緑樹林を抜けて利用して衝立山頂上まで様々な固有植物が生育している。衝立山(ついたてやま)で眺望が開けた後、千尋岩に至る間は低木林が多くなる。</p> <p>千尋岩は、自然裸地となっており、南島や遠く母島を眺望する。また、千尋岩周辺はピロウやタコノキが低木化しており、風の影響の解説ができる。</p> <p>植生としては、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集キバンジロウ亜群集、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集オガサワラモクレイシ亜群集典型変群集・ツルダコ変群集、コバノアカテツ - シマイスノキ群集、ギンネム群落、コバノアカテツ - ムニンアオガンピ群集、セイロンベンケイ群落、タマシダ - ワラビ群落、リュウキュウマツ群落、マルハチ群集(二次的植分)、メダケ群落・ヤダケ群落、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集キバンジロウ亜群集、コバノアカテツ - ムニンアオガンピ群集、リュウキュウマツ群落、マルハチ群集(二次的植分)などが見られる。</p> <p>途中ループになったルート部分があり、往復で別ルートを利用できる。一方のルートには戦前の民家跡に大きなガジュマルや井戸がある。</p>	<p>「千尋岩」ルートは、行程中のルートのすべてが指定ルートに指定されている。父島で利用されているルートとしては距離があるため1日のガイドツアーで利用されており、足腰のしっかりした人向きである。</p> <p>千尋岩からの眺望が素晴らしいことやルート中の植物が豊かなこと、ルート中程にあるガジュマル林での遊びや戦跡も点在するなどバラエティに富むため、利用者の多いルートのひとつである。</p>	<p>本エリアは、入口から切通し付近まで国立公園第二種特別地域、切通しから千尋岩までは特別保護地区に指定されている。また、ほとんどが森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>ルート内に外来種が多くみられるため、より有効な外来種対策の検討が必要である。</p> <p>ルートの途中で崩落危険箇所などがあり、今後の管理方法が課題である。</p> <p>千尋岩を利用するツアーは、長時間になるのに加え、夏期の利用も増えているため、水分補給や暑さ対策に十分留意する必要がある。</p>
30	西海岸・天之浦	父島	<p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「西海岸・天之浦」ルートがある。</p> <p>ルートの大部分は旧軍道を利用したルートである。途中のガジュマル林までは千尋岩ルートと共通である。そこから先は徐々に下りになる。下る途中では、天之浦への沢が続く大きな谷斜面のルートがあり、一部は、かなり道幅が狭くなっている。</p> <p>西海岸・天之浦分岐直前で西海岸方面の展望が広がる。さらに分岐で分かれて西海岸方面へ下る。このあたりはモクマオウが主体の植生となっている。海岸は、古銅輝石の風化堆積したうぐいす砂となっている。また、周辺の岩では枕状溶岩が見られる。</p> <p>ガジュマル林から先の植生は、ムニンヒメツバキ - コブガシ群集キバンジロウ亜群集、コバ</p>	<p>「西海岸・天之浦」ルートは、すべて森林生態系保護地域の指定ルートであり、ガイドの同行が必要になる。父島で利用されているルートとしては、距離があり、1日のガイドツアーで利用されている。途中、急斜面沿いの幅の細い歩道区間もあり、足腰のしっかりした人向きである。</p> <p>西海岸を見下ろす眺望が素晴らしいこと、西海岸でうぐいす砂が豊富に見られこと、巽湾に面した海岸では唯一利用できる浜であることなどから利用されている。</p> <p>また、旧陸軍の石標も残っている。</p>	<p>ガジュマル林から西海岸までは、国立公園特別保護地区に指定されている。さらに西海岸の海域は海域公園地区となっている。また、ほとんどが森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>ルートの途中で崩落危険箇所などがあり、今後の管理方法の検討が必要である。</p> <p>西海岸の周辺は、携帯電話の電波も入らないため、事故・ケガに対する検討も課題である。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
31	高山・ジョンビーチ	父島	<p>ノアカテツ・シマイスノキ群集、メダケ群落、ヤダケ群落、モクマオウ群落、ホナガソウ群落などが見られる。</p> <p>エリア内には、ガイドツアーで利用可能な「高山・ジョンビーチ」ルートがある。</p> <p>植生は、ハスノハギリ・モモタマナ群落、モクマオウ林（二次林を含む）、リュウキュウマツ群落、ムニンヒメツバキ・コブガシ群集キバンジロウ垂群集、コバノアカテツ・ムニンアオガンピ群集、岩上・岩石荒原植物群落、コバノアカテツ・シマイスノキ群集、オガサワラビロウ・タコノキ群集などが見られる。</p> <p>ルートは、小港から階段を登り、かつて畑地であった中腹のヒメツバキ林を見ながら中山峠に至る。中山峠や袋岬は眺望が良く、小港、コペペ、ブタ海岸、南袋沢川底地形、高山、南島を見渡すことができる。</p> <p>ブタ海岸からジョンビーチの間の山腹には、二次林が広がっており、ルート上は、樹間が空いていて風・光を感じることができる。</p> <p>高山周辺は、固有植物が比較的多く、またルート上の展望地やガレ場からの眺望がよい。</p> <p>ジョンビーチ周辺には、南島に続く沈水カルスト地形があり、その成り立ちやラピエの説明に適している。</p> <p>ブタ海岸、ジョンビーチは、アオウミガメの産卵地であり、それぞれの海岸の成り立ちの違いや砂の組成の違いなどを見ることができる。</p>	<p>「高山・ジョンビーチ」ルートは、現状ではガイドツアーで利用されることは少ないが、催行される場合には1日ツアーとなる。ルート途中には見晴らしの良い地点が多く、中山峠までの一般利用は多い。</p> <p>全ルートを利用する場合は高山頂上ルートを往路、山腹ルートを復路として利用することが多い。</p> <p>今後は袋岬や小港を含めた半日ツアーの造成や、ジョンビーチまでの往復の行程を山からと海からを組み合わせて行くといった利用の可能性が考えられる。</p>	<p>本エリアは、ほとんどが国立公園第一種特別地域に、一部は、第二種特別地域、ジョンビーチの周辺は特別保護地区に指定されている。</p> <p>また、ほとんどが森林生態系保護地域保存地域に設定されており、「高山・ジョンビーチ」ルートのうち、中山峠から袋岬、ブタ海岸から饅頭岬の区間は、保全利用地区内の指定ルートであり、それ以外は一般利用に供する歩道となっている。</p> <p>各所で階段、説明看板、注意看板などの改修・設置が必要である。</p> <p>眺望の妨げとなっている外来樹については、周囲の在来種への影響等にも配慮しつつ、伐採等を検討する必要がある。</p>
32	南島	父島	<p>本エリアは、父島の属島で南西側に位置する南島とその周辺域である。小笠原諸島で唯一の沈水カルスト地形によってできた島であり、島に渡るには、ボート又はシーカヤックに拠るしかない。</p> <p>島内は、利用できるルートが定められており、上陸地点の鯨池から扇池・陰陽池に至るルート及び鯨池から途中分岐して東尾根に登るルート以外の利用はできない。</p> <p>島内の植生は、クサトベラ群落、コウライシバ群落（自然草原）、ハマゴウ群落、ソナレシバ群落などが見られる。草本が多く、タコノキも低木である。</p> <p>島の中央部のドリーネには、オナガミズナギドリ、アナドリなどが生息し、島の外縁部ではカツオドリが繁殖する。</p> <p>扇池は、海蝕洞で海とつながっており、扇形</p>	<p>東京都と小笠原村の協定に基づく南島の適正な利用のルールにより、上陸には東京都認定自然ガイドの同行が必要である。そのほか、ガイド1人につき客数の上限は15人、利用時間は2時間以内、3か月間の入島禁止期間の設定等の制限がある。</p> <p>現地では、認定ガイドの引率により適正な利用がされており、実際の利用時間の平均も1時間半程度である。</p> <p>利用ルートには、植生の保護や土壌の浸食を防ぐため転石が置かれているが、ルートの幅が狭いため、すれ違う時はどちらかのグループが横に逸れて待機することになる。</p> <p>東尾根のルートは、距離は短い急峻な斜面を登り降りするため、足元に不安のある人は、分岐点で待つこともある。</p> <p>南島には、西側の海からシーカヤック又はボ</p>	<p>本エリアは、国指定天然記念物であり、国立公園特別保護地区及び海域公園地区に指定並びに森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>鯨池からの上陸地点は、鋭いラピエの斜面となっているため、船の舳（へさき）から上陸する際には十分な注意が必要である。</p> <p>ラピエによる怪我のほか、ルート際のオナガミズナギドリの巣穴の踏み抜きなどに対する注意が必要である。</p> <p>午前中の利用が多い傾向があるため、利用客のすれ違い時に発生しやすいルートの逸脱の防止や、混雑感の解消を図る上でも利用時間の分散化を進める必要がある。</p> <p>扇池のビーチロックは滑りやすい。</p> <p>扇池から出入りする場合は、浅瀬で岩にぶつからないように注意し、泳ぎが苦手な人には、</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>に広がる白砂と澄んだ海の青さの対比が非常に美しい砂浜である。アオウミガメの重要な産卵地でもあり、夏から秋にかけては、産卵上陸跡が見られる。また、砂浜の周辺では、絶滅種のヒロベソカタマイマイの半化石を無数に散らばる光景を見ることができる。</p> <p>扇池の北側には、南島唯一の池（汽水）である陰陽池があり、渡り鳥が見られることが多い。東尾根からは、扇池の全景や父島のジニービーチ、千尋岩などを見渡すことができる。</p>	<p>ートからのシュノーケリングで直接、扇池に上陸する方法もあり、シュノーケリングの場合は、水中の魚類観察もできる。</p> <p>なお、扇池から上陸し、砂浜のみを利用する方法であれば通年の利用可能である。</p>	<p>サポートが必要である。</p> <p>父島から多くの人が入島するため、乗船前に外来種対策を十分に行う必要がある。</p>
33	中岬～蓬莱根（ほうらいね）	母島周辺海域	<p>本エリアは、母島の南西側の入り組んだ海岸線とその沖合の海域である。全体にサンゴ礁が発達し、サンゴに生息する魚類の絶好の観察場所であり、海鳥類との遭遇も期待できる。また、海岸の崖地から山頂へ広がる植物、また地質から島の成り立ちなども解説できる。</p>	<p>本エリアは、カヤックによる利用が行われており、冬期を除き比較的穏やかな海域で初心者でも参加しやすいコースである。御幸之浜・南京浜までの半日コースと、蓬莱根に上陸しシュノーケリング、昼食タイムを設ける1日コースの二通りのコースが設定されている。コース内では、海洋島の動植物の解説のほか、海底火山活動により生じたベースサージ堆積物の観察もできる。</p>	<p>エリア内の「御幸之浜・南京浜」の沖合は国立公園海域公園地区に指定されている。</p> <p>脇浜から外洋に出るので、漁船等の航行や風に注意が必要である。</p> <p>また船の引き波などにも注意が必要である。</p>
34	東港	母島周辺海域	<p>本エリアは、北が東山、西が庚申岳、南が石門に囲まれ、東に開けた大きな湾になっている。エリア内の浅海部分はサンゴが発達しており、母島漁港（東港）が整備されている。</p> <p>東寄りの風波以外はほぼ穏やかであり、中岬～蓬莱根エリアと対照的である。</p> <p>その他、「ネコ岩」と呼ばれる奇岩や陸域からは見られない石門の由来である岬先端のアーチが見られる。</p>	<p>本エリアは、カヤックによる利用が行われており、特に母島の西側の海況が悪い場合に利用される。母島漁港（東港）から海岸沿いに石門の麓を往復する半日コースである。</p> <p>エリア内では、サンゴ礁を観察しつつ、捕鯨基地跡、石門地域の説明や、海岸の崖地から山に向けての景観を観察しながら海洋島の動植物について解説している。また、カツオドリ、ノスリなど鳥類についても出現に合わせて解説を行う。</p> <p>その他、山中に見られるアカギ枯木を見ながら外来種対策についても説明している。</p>	<p>エリア内の石門側の沖合は、国立公園海域公園地区に指定されている。</p> <p>短めのツアーとなるが、上陸できる浜がないので、トイレ等の注意を事前に確実にを行う。地形的に風が回る場合があり注意が必要である。</p> <p>稀に父島のボート、資材運搬船が航行してくる場合もあり、注意が必要である。</p>
35	石門（せきもん）	母島	<p>エリア内の植生は、アカギ群落、ウドノキ・シマホルトノキ群集、モクタチバナ・テリハコブガシ群集典型亜群集ムニンヤツデ変群集、ワダンノキ群落、タマシダ・ワラビ群落、常緑広葉樹人工林、モクタチバナ・テリハコブガシ群集ムニンヒメツバキ亜群集、モクタチバナ・テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集などが見られる。</p> <p>入口から徐々に外来種林、固有種と外来種の混合林になり、母島を代表する湿性高木林となる。</p> <p>ルート途中から分岐する堺ヶ岳山頂までは風衝地のため、低木林となっている。</p>	<p>全ルートを歩くと1日のガイドツアーとなるため健脚向きのコースである。植物のマニアや冒険的イメージを持ってツアーに参加するゲストも多い。</p> <p>固有植物の紹介や陸産貝類の説明、植物の分布が高度に影響を受けていること等を説明している。（雲霧林の形成）</p> <p>石門のカルスト台地が近くに見える場所では、石灰岩の森や母島の原生林について解説を行っている。また、かつて石門にオガサワラグワの大木が自生していたころ、木コリが小屋掛けしていたと言われることから「小屋の沢」の地名が付いたことなど、人と自然との関わりや</p>	<p>本エリアの入口付近は、国立公園第一種特別地域でその他は特別保護地域に指定されている。堺ヶ岳付近以降は、森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>東京都と村の協定により利用に関するルールが定められており、本ルートを利用するためには、指定ルート利用講習の受講に加え東京都認定自然ガイドの資格者の同行が必要である。</p> <p>堺ヶ岳分岐点以降は、アカガシラカラスバトの繁殖活動に配慮して、入林期間は3～9月までとなっている。このほか、母島ガイド協議会の自主ルールにより携帯トイレの利用等も義務付けられている。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>石門は全体がカルスト台地になっており、石灰岩のラビエが森全体に広がり、独特の景観を作っている。また母島固有種のほか石門地域の固有種が分布する地域で、母島の原生林を想像させる場所も多い。</p> <p>秋～冬にかけてアカガシラカラスバトが繁殖場所として利用する。人工増殖によるハハジマノボタンの群落がある。</p>	<p>母島の歴史についても解説している。</p> <p>堺ヶ岳途中からは、石門のカルスト台地や乳房山、周辺海域がよく見えるため、中腹までは登ることが多い。山頂は、眺望が望めないため希望者のみ案内する。石門が入林禁止の期間や半日のガイドツアーの場合には、堺ヶ岳山頂までの行程となる。</p>	<p>ルート全域で道幅が狭く、道の両側には希少植物が多いため、踏みつけに注意が必要である。</p>
36	桑ノ木山	母島	<p>エリア内の植生は、ウドノキ - シマホルトノキ群集、アカギ群落、モクタチバナ - テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集などが見られる。</p> <p>ほぼすべての樹木はアカギである。林野庁による駆除事業で、環状剥皮（巻枯らし）したアカギが点在している。入口近くには木道があり、段差が少ないため歩きやすく、アカギ林の中に点在する固有種や柵に囲まれたホシツルランの保護増殖地がある。</p> <p>旧道が指定ルートになっているが周回コースではなく、往復コースで、湿性高木林の固有種とアカギやシマグワ等外来種による植生であるが、圧倒的にアカギが多い。</p>	<p>有償運送による周回型のガイドツアーに利用されており、整備された木道を歩く。指定ルートの観光利用はあまりされていないが、環境学習や外来種駆除のボランティアツアー等で利用され、自然再生の森として整備される予定である。</p> <p>母島の歴史と産業、それによって導入された外来種の影響等を解説し、夜間のナイトツアーでは、ヤコウタケの見学ポイントに利用されている。</p>	<p>国立公園第二種特別地域に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>木道は降雨後滑りやすいため注意が必要である。種の保存法で指定されているホシツルランの植栽地があり、盗掘等の危険がある。</p> <p>指定ルートでは、巻枯らしによって枯れたアカギが多く落枝の可能性があるので、強風時の利用の際には注意が必要である。また、ボランティア作業で林内に立ち入る場合は、林床の下層植物の踏みつけ等に注意が必要である。</p>
37	乳房山	母島	<p>エリア内にはトレッキングで周回利用可能な「乳房山」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生は、ギンネム群落、モクタチバナ - テリハコブガシ群集ムニンヒメツバキ亜群集、チガヤ群落（オガサワラスズメノヒエ群落を含む）、モクタチバナ - テリハコブガシ群集典型亜群集ムニンヤツデ変群集、マルハチ群集（二次的植分）、ワダンノキ群落、アカギ群落、ツルダコ群落、タマシダ - ワラビ群落、ハチジョウススキ群落（サトウキビ群落を含む）、常緑広葉樹人工林、リュウキュウマツ群落、モクタチバナ - テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集などが見られる。</p> <p>乳房ダム側のルート入口から国立公園区域まではオガサワラビロウをはじめとする固有植物が多く見られる。途中爆弾跡や住居跡も残る大きなガジュマルがある民有地を通る。</p> <p>その後、標高を上げるにつれて雲霧林の特徴である木性シダや着生植物が徐々に増える。また、林床もスゲからシダ類に変わりオガサワラオカモノアラガイを始め樹上性の陸産貝類も見られる。うっそうとしたシダのジャングルとハザクラキブシのトンネルを抜けると頂上に到着</p>	<p>「乳房山」ルートは、周回できるルートとして整備されているが、時計回りで歩くと頂上からの下りコースで見晴らしを楽しめるためガイドツアーとしては一般的である。公園歩道として整備されていることから一般利用も可能である。</p> <p>このルートの利用は、ガイド同行のツアーに参加する人も増えており、母島を代表する湿性高木林の山であり石門と並んで、ここだけにしか生息生育していない動植物が多い。</p> <p>ルートは、一周6km程であるがツアーでは1日かけて周回するのが一般的である。ただし時間のない時は船木山の滝遊歩道を利用して時間短縮することもある。</p>	<p>本エリアは、ルート入口の麓周辺を除き国立公園特別保護地区及び第一種特別地域に指定されている。また、標高の高いところを中心とした4割程度の範囲が森林生態系保護地域に設定されている。</p> <p>ルート脇から歩道内にせり出している固有植物が多く、利用する際には、枝折りや踏みつけに対する配慮が必要である。</p> <p>階段、手すり等の改修が必要な箇所がある。</p> <p>貴重な動植物が多いルートではあるが一般利用ができるため、利用者に対する自然保護や安全管理についての啓蒙や注意喚起が必要である。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>する。山頂にある東側展望台は北西に石門、南に東崎、眼下には大崩湾、遠くに父島を見渡す絶景である。</p> <p>頂上から船木山休憩所までは、沖村側の属島や東崎を望む大崩湾を見下す眺望のよい区間であり、その後、また雲霧林の中に入り小笠原でもここにしか生息していない植物や陸産貝類に出会える。</p> <p>船木山休憩所から急な下りとなり戦跡である塹壕跡やヒメツバキの二次林を抜けて下山する。途中の見晴らし台からは、沖村全体と母島南部を見渡すことができる。</p>		
38	静沢の森	母島	<p>エリア内には散策等の活用に手頃な「静沢の森遊歩道」と命名されたルートがあり、このエリアを縦断する村道入口から海側を回るルートと山側を回るルートに分かれている。</p> <p>エリア内の植生としては、ハスノハギリ・モモタマナ群落、ギンネム群落、常緑広葉樹人工林、モクタチバナ・テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集、オガサワラビロウ・タコノキ群集などが見られる。</p> <p>ルートは全体としてタコノキやオガサワラビロウなどが中心で、鳥類の良い観察場所でもある。</p>	<p>「静沢の森」ルートは比較的歩きやすく、周回型のツアーや父島からの日帰りツアーで利用している。</p> <p>ルート内では、固有種と外来種の関係、植物の種子散布などを解説する。</p> <p>エリア内の村道沿いには見晴らしの良いポイントがあり、ホエールウォッチングや夕陽スポットになっている。</p>	<p>海側ルートの一部は、国立公園第一種特別地域に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されているが、それ以外は区域外である。</p> <p>雨天時などは滑りやすいところもあり注意が必要である。</p>
39	鮫ヶ崎	母島	<p>エリア内は散策等の活用に手頃な歩道や展望台、海浜園地が整備されている。</p> <p>村道側の歩道入口から展望台まではタコノキやオガサワラビロウなどで、なぎさ公園と呼ばれる園地はクサトベラなどの海岸性植物が多い。</p> <p>鮫ヶ崎展望台へは歩道からと園地からの階段で行くことができるので、周回が可能である。</p> <p>林内にはメグロなどの鳥類も多く、よく観察できる。</p> <p>園地は人工海浜で、アオウミガメのふ化場があるほか、自然状態でのアオウミガメの上陸・産卵が行われる。</p>	<p>展望台への階段以外はなだらかなため、年配者でも楽しむことができる。父島からの日帰りツアーや半日ツアーに利用されている。</p> <p>歩道入口からモモタマナの並木道を進んでいくとアオノリュウゼツラン、サイザルアサが見られる。民家の跡もあるため、戦前の暮らしの様子などを織り交ぜながら解説する。</p> <p>展望台からは属島が一望できるため、小笠原の名前の由来などを説明することができる。</p> <p>冬季は、展望台からザトウクジラが観察でき、夏季は、園地でアオウミガメの産卵が観察できる。</p>	<p>エリア内の海側は、国立公園第一種特別地域に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されているが、それ以外は区域外である。</p> <p>歩道上は雨天時など滑りやすいので注意が必要である。</p>
40	御幸之浜・南京浜	母島	<p>エリア内にはトレッキング等で利用可能な「中岬・南京浜」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生は、モクタチバナ・テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集、常緑広葉樹人工林、オガサワラビロウ・タコノキ群集、ギンネム群落などが見られる。</p> <p>中岬側入口から御幸浜、南京浜沿いを通り都</p>	<p>「中岬・南京浜」ルートは、周回型ツアーのコースの一部として利用されている。中岬側入口からの利用は少なく、東京都畜産指導所の管理道を利用して車で行き管理道路終点から展望台や御幸之浜を利用することが多い。</p> <p>母島の地質を解説する適地でもあることから、南崎エリアと合わせた1日ツアーコースと</p>	<p>中岬入口付近を除き国立公園特別保護地区に、海域は、海域公園地区に指定されている。また、森林生態系保護地域保全利用地区に設定されているが、公園計画に基づく一般利用可能なルートである。</p> <p>利用者による御幸之浜の貨幣石の持ち帰りが懸念される。</p>

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
			<p>道に出るルートで、タマナ並木を抜け固有植物や海岸林を構成する広域種を見ながら、メグロなどの鳥も観察できる。</p> <p>御幸之浜では、砂岩～礫岩層と続き、その層を左に追っていくと古第三紀に生息していた大型有孔虫の化石である貨幣石の露頭が見られる。</p> <p>途中の園地には母島の南部や属島が一望できる展望台があり、シーズンにはザトウクジラも観察できる。</p>	<p>しての活用が期待できる。</p>	
41	南崎	母島	<p>エリア内の植生は、ギンネム群落、コバノアカテツ・ムニンアオガンピ群落、常緑広葉樹人工林、クサトベラ群落、モクマオウ林（二次林を含む）などが見られる。</p> <p>主に利用される都道終点のロータリーから南崎へのルートに入るとタコノキの並木道が続く小笠原ならではの景観で、途中に鳥の人工水場がある。蓮池ではオオヒキガエル排除のための柵が設置され、モクマオウの駆除地も通る。南崎では海鳥保護策も設置されており、いくつかの外来種対策事業とその意義を説明できる。</p> <p>「すり鉢」は、独特な地形で、土の色が赤い。畑地から二次林になった様子と境界木として植えられたテリハボクが並ぶ様子を見ながら南崎と小富士に至る分岐点に着く。</p> <p>小富士の山頂からは、南崎海岸、鯉島島を始めとする近傍の属島、母島の全景を見渡す眺望が素晴らしい。また、山頂の手前には戦争中の素掘りの壕が残っている。</p> <p>南崎海岸は、白砂の上にサンゴや石が点在しており、ビーチロックが発達している場所もある。</p>	<p>半日又は歩いて1日のガイドツアーに活用されており、乳房山や石門に比べてなだらかなルートである。</p> <p>乾性低木林や固有鳥類とともにいくつかの外来種駆除の状況等を見ることが出来る。また、ルートの途中にあるすり鉢で行われていた昔の遊びや、かつての耕作地などでは、設置されている案内板やガイドの解説により自然と戦前の生活の関わりも知ることができる。</p> <p>南崎手前には、森林生態系保護地域の指定ルートである裏高根ルートがあり、岩石の玉ねぎ状風化の様子を見ることが出来る。</p> <p>ルートの終点は、南崎海岸と小富士の2か所があり、小富士では、母島列島や南崎海岸、海中の様子を見渡せることから、母島や属島等の陸域の話や海洋生物等の海域の話など幅広い解説をすることが可能である。また、冬から春にかけては、ザトウクジラを観察することができる。</p> <p>海岸では、シュノーケリングにより海中のサンゴや魚を見ることが出来る。</p> <p>ガイドツアーでは、サンゴや石等から、海中の様子や母島の地質についての解説や、アオウミガメの産卵シーズンには、産卵跡の観察や解説が行われている。</p>	<p>本エリアは、国立公園第一種特別地域に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。</p> <p>全域が赤土で水はけが悪いため雨後はぬかるんで滑りやすい。</p> <p>南崎海岸は、潮流が速いため、泳ぐ際には注意が必要である。</p>
42	南浜・大山	髻島 (むこじま)	<p>父島から約70キロ北にある髻島列島髻島にある。</p> <p>エリア内の植生は、谷筋にモクタチバナ・ヤロード群落があるが、それ以外はほとんどがスズメノコビエ・シマスズメノヒエ群落で草原状になっている。野生化したヤギの駆除が終わり植生回復中であり、今後の植生の変化が進むと思われる。</p>	<p>髻島周辺海域の利用と合わせた1日ツアーの中で上陸し利用されており、南浜から大山山頂までのルートを利用している。</p> <p>利用ルールが設定されており、利用時間を最長3時間程度にすることや南浜に生息するスナハキバチへの配慮などが定められている。</p>	<p>島内全域が国立公園特別保護地区に指定及び森林生態系保護地域保存地区に設定されている。指定ルートの利用には、髻島指定ルート利用講習の受講者の同行が必要である。</p> <p>父島からの距離があるため、渡航時及びルート時の安全対策を徹底するとともに連絡手段等の確保等の準備が必要である。</p>

(2) 今後活用が期待される自然観光資源

番号	名称	所在地	特性	利用概況	配慮事項
43	大沢海岸	母島	<p>エリア内にはトレッキング等で利用可能な「大沢海岸」ルートがある。</p> <p>エリア内の植生としては、モクダチバナ・テリハコブガシ群集ムニンヒメツバキ亜群集、アカギ群落、オガサワラビロウ・タコノキ群集、ギンネム群落などが見られる。</p> <p>ルートの始まりは、北港休憩所の左手にある衣館川の石橋を渡り、サンスベリアやギンネムなど外来種が多いルートを登っていくとシマギョクシンカ、モクダチバナ、ヤロードなど固有種や在来種が増えてくる。</p> <p>途中の解説板からは等高線上の道になり、戦前の畑地からムニンヒメツバキを中心とした二次林となる。次の解説板から大沢海岸まで急な階段となり、海岸近くは戦前栽培していたポトスがタマナの樹を覆い、また戦前の生活跡を伺わせる壊れた石臼なども散見できる。</p> <p>その湿地帯を抜けるとムニンハマウド、オオハマボスと海岸林が現れ大沢海岸に至る。海岸は、砂、珊瑚ダスト、礫の岩と変化に富み、正面に父島を望むことができる。</p>	<p>「大沢海岸」ルートは、一般の歩道として整備されている。現在、利用頻度は高くなく、ガイド同行のエコツアーでも利用していない。エリア内では、戦前の生活と畑地から自然回復している様子ツアーに盛り込んで、魅力を高め、活用を図っていく。</p> <p>なお、アカガシラカラスバトの出現で調査、研究者の利用、またアカギ駆除のための利用がある。</p>	<p>北港の一部は国立公園区域外であるが、エリア内のほとんどは国立公園特別保護地区であり、一部国有林内が森林生態系保護地域保全利用地区（バッファゾーン）に設定されている。</p> <p>エリア内のルートは、一般利用できる歩道であるため、利用者に固有動植物への注意喚起等を行う必要がある。</p>
44	東山	母島	<p>エリア内の植生としては、モクダチバナ・テリハコブガシ群集典型亜群集典型変群集、ギンネム群落、常緑広葉樹人工林などが見られる。</p> <p>北港の休憩舎近くに戦前の北村周辺の写真パネルがあり、それと対比して現在の二次林の様子がわかる。</p> <p>入口付近はムニンハマウドが群生し、その後モモタマナ、登りの階段が続き、大きなガジュマルがある。その後、ジュズサンゴとギンネムの典型的な二次林。ところどころに戦前境界木として植栽されたテリハボクがー列に並ぶ。ジュズサンゴの実がなる時期にはアカガシラカラスバトが採餌していることがある。東山中腹の旧道沿いに畑地だった跡のムニンヒメツバキの二次林を通り、ガジュマルが繁茂する戦前の農家の跡に着く。コンクリート製の雨水槽や、水を汲むために利用したのか一升瓶が多く残っている。ホーロー製の食器や薬瓶も散見できる。その後、ガジュマルの切り通しという独特の景観が続いた後、指定ルートに入り山頂まではオガサワラビロウが繁る森を急登する。山頂は、樹林に囲まれ眺望は望めない。</p>	<p>一般利用可能な歩道から指定ルートにつながっているが、ルートのほとんどが、かつて宅地や畑地であった後の二次林であり、頂上からの眺望も望めないためガイド同行のツアー利用は少なく、一般の利用者も少ない。</p> <p>今後新たなエコツアールートとしてさらに魅力を高める必要がある。</p>	<p>歩道入口からルートの3分の1程度は国立公園第二種特別地域、以降は特別保護地域に指定されている。公園歩道終了部分から東山山頂にかけては森林生態系保護地域の指定ルートになっている。</p> <p>山頂の眺望が良くないことは事前に周知すべきである。</p> <p>オカヤドカリの繁殖期には、歩道にもオカヤドカリが集まるので、踏みつけ等がないよう注意が必要である。</p> <p>時期によっては、シダ類が路面を覆い、足元が見えにくいことがある。またガジュマル付近は、路面が雨等で浸食され、土留め柵の一部で土が流失している。</p> <p>農家跡の遺物が見学時に元の場所から移動されないようにする必要がある。</p>

2 - 2 その他の観光資源

名称	説明	地域
B-しっぴ(商工観光会館)	観光協会、ホエールウォッチング協会の窓口があり、村営バス営業所も隣接している。観光情報なら何でも入手可能な島内観光の拠点施設である。	父島
小笠原ビジターセンター	東京都の施設で、模型やパネル、映像などで島を総合的に紹介している。各種講演会なども行われ、実物のアウトリガーカヌーや民具などの展示もある。	父島
小笠原水産センター	東京都の水産試験施設で、資源保護や養殖漁業の研究等を行う。観察棟では小笠原に生息している魚貝類を見学できる。	父島
釣浜	その名の示すとおり、釣場として知られた海岸であり、海中はサンゴ礁が発達している。兄島瀬戸の潮流には注意が必要である。	父島
奥村運動場	多目的グラウンド(1 面)、テニスコート(3 面)、ゲートボール場(2 面)がある。一角に小笠原諸島戦没者の鎮魂の碑がある。	父島
小笠原海洋センター	アオウミガメの保護・増殖を目的とした施設。定期船入港日午後から定期船出港日午前に開館。展示水槽ではアオウミガメが観察できるほか、クジラや海洋生物の展示もある。 またアオウミガメプログラムの実施場所でもある。	父島
咸臨丸墓地(かんりんまるぼち)	1862 年 1 月(文久元年 12 月)、江戸幕府は小笠原島回収・開拓のため、外国奉行水野忠徳一行を幕府軍艦咸臨丸で派遣し、小笠原島を調査させた。その咸臨丸で亡くなった乗組員を葬った墓石のほか、小笠原島に漂流し亡くなった者の霊を慰めるため、翌年の 1863 年に建立した漂流者冥福碑(村指定有形文化財(古文書))がある。	父島
境浦と濱江丸(ひんこうまる)	二見湾内東部にある波静かな海岸で、沖合には太平洋戦争中(1944 年)に魚雷攻撃を受け座礁した濱江丸の赤錆びた姿が残る。	父島
扇浦	二見湾を隔てて、正面に大村地区を望む砂浜。駐車場やトイレ・シャワーの付いたレストハウスもあり、家族連れでの海水浴に最適で、シーカヤックツアーの出発地にも利用されている。	父島
小笠原神社	1593 年(文禄 2 年)に小笠原諸島を発見したと伝えられる小笠原貞頼を祀った神社で、社殿は返還後に再建された。東京都の旧跡に指定されている。例大祭は、発見した日とされる 7 月 26 日で、神輿や人力発見海洋レースなどが行われる。	父島
にはへの碑	1862 年 9 月(文久 2 年 8 月)、江戸幕府は幕府軍艦朝陽丸で、八丈島から農民 30 名を父島に開拓移住させ、そのうち、子どもに幕府役人が読み書き手習いを教えた。この碑は、使い終えた筆を供養するための筆塚として文久 2 年の冬に建てられた。小笠原村の有形文化財に指定されている。	父島
小笠原新治碑(にいはりのひ)	小笠原が日本の領土であるということを示すために建てられた石碑で、東京都の有形文化財に指定されている。石碑には、1593 年(文禄 2 年)に小笠原民部少輔貞頼が発見し、1728 年(享保 13 年)に宮内貞任が渡島、開拓を試み、1862 年 1 月(文久元年 12 月)、江戸幕府は小笠原島回収・開拓のため、外国奉行水野忠徳一行を派遣したことが記されている。一行は、幕府軍艦咸臨丸で来島し、小笠原島を調査した。その際、咸臨丸に載せて送られたのが、この新治碑である。	父島
小笠原開拓碑	明治に入り、政府は小笠原の本格的な開拓を始めた。その開拓に際し建立された石碑で、東京都の有形文化財に指定されている。この石碑は小笠原新治碑とともに、江戸から明治にかけての小笠原の開拓史を知る上で貴重な資料である。	父島
小笠原亜熱帯農業センター	亜熱帯気候を活かした都の農業研究施設。園内には色とりどりのハイビスカスやブーゲンビリアが咲く。小笠原の固有植物の増殖試験も行われており、自由に見学できる。	父島
コベベ海岸	ギルバート諸島出身の先住民「コベベ」が利用したことからこの名がある。サンゴが豊富でシュノーケリング向きの海岸である。	父島
ブタ海岸	中山峠から下った所にある弓なりの海岸。サンゴ礁が発達し、熱帯魚など海中生物も豊富である。	父島
ジニービーチ	父島南西端側にある美しいビーチ。ジョンビーチのすぐ南にあるが、歩道はなく、ボートやカヤックを利用して海上からしか行くことができない。	父島
初寝浦展望台	東島や初寝浦を見下ろす展望場所。夜明山の近くにあり、周辺には戦跡もあり、島内周遊途中で立ち寄ることが多い。	父島
母島観光協会	沖港船客待合所内にあり、母島情報の発信拠点である。オリジナルグッズ等も販売。建物横の芝生にはザトウクジラの像がある。	母島

名称	説明	地域
モットレイ夫婦墓・良志羅留普墓	沖村墓地内にあり、東京都の有形文化財に指定されている。夫のゼイムス・モットレイはイギリス人で、水野忠邦が咸臨丸で母島を訪れた際の母島代表者を務めていた人物で、良志羅留普（ロルフスラルフ：通称コース）はドイツ人で、コース石を発見するなどの功績を残し、地名にも名を残している。母島開拓史上、重要な人物が眠る墓である。	母島
コース記念館	耐熱性に優れ、加工もしやすい母島特産のコース石造りの建物で、大正時代には砂糖倉庫として使用されていた。現在は郷土資料館として、戦前使われていた民具や漁具、製糖機器等を展示している。コース石は、1869年（明治2年）頃母島に定住し開拓に貢献したドイツ人ロルフスラルフによって発見された。建物の向いに残るコース石切場跡とコース石で造られた建物は、東京都指定有形民俗文化財であり、移築して保存している。	母島
月ヶ岡神社	船客待合所の裏山にあり、拝殿後ろに散策路が続いている。石灰岩地質のため、南島同様のラビエが見られる。例大祭は11月23日で、神輿・演芸大会・チンドン屋などが行われる。	母島
清見が岡鍾乳洞	清見が岡周辺は小規模なカルスト地域で、六角形の清見寺の後ろの崖についている崖から鍾乳洞に入る。壁際にカーテンと言われる鍾乳石の壁が見られる。	母島
小剣先山	集落の東側にある小峰。母島元地集落全体を見下ろせる。頂上付近は岩登りになるところがあり、注意が必要である。	母島
石次郎海岸	沖港内の東側にある白砂が美しい小さな海岸である。都道から遊歩道で浜に下りられる。	母島
サンセットシアター	村道静沢線にある母島の代表的な夕日スポットである。水平線に沈む夕日を見ることができる。	母島
新夕日ヶ丘	都道北進線にあり、海に沈む夕日を望むことができる展望地である。周辺には、環境省により自然再生区が整備され、オガサワラシジミの保全対策や、外来生物グリーンアノール対策が実施されている。柵内の一般利用はできないが、柵の外側から、保全対策の様子を眺めることができる。	母島
探照灯基地跡と六本指地蔵	都道脇の壕の中に、戦時中の旧日本軍が設置した大型の探照灯の残骸が残っている。その先の都道脇にお地蔵様が2体あり、右側のお地蔵様の左手は指が六本ある。	母島
東港探照灯下砲台	探照灯基地跡の少し先の入口から道を下ると旧日本軍の高角砲がジャングルの中に2門残存している。途中の道は、メグロなどを観察しながら歩ける遊歩道になっている。	母島
北村小学校跡	戦前の母島には沖村と北村に集落があり、1887年（明治20年）の開校から1944年（昭和19年）の強制疎開まで、この場所に北村小学校があった。石段を登った両側に、製糖圧搾機の石ローラーを重ねた門柱が残る。	母島
北港	母島北端の入江。戦前はここに人口約600名の北村の集落があり、東京からの定期船も寄港していた。海中にはサンゴ礁が広がり、アオウミガメの遊泳が見られる。磯釣りの好ポイントでもある。	母島
北港忠魂碑	北港の駐車場に遊歩道の入口がある。海軍第三百九設営隊により昭和20年に建てられた。忠魂碑の3文字は母島産のコース石に掘り、はめ込んである。	母島
評議平運動場	多目的グラウンド（1面）、テニスコート（2面）がある。村民以外の利用も可能である。	母島
元地ゲートボール場	ゲートボール場（1面）がある。村民以外の利用も可能である。	母島
蓬莱根（ほうらいね）	南崎ルートから分岐したところにあり、干潮時には、海岸の奥に小さな白い砂浜が現れる。	母島
旧ヘリポート	直径30mのコンクリートの元離着陸場で、視界が広がり、星空を観察するのに適している。	母島
蟲塚	母島の農業が戦前もっとも盛んであった1935年（昭和10年）8月に建てられたもので、蟲塚とその台石は母島に産するコース石でできており、村の有形文化財（歴史資料）に指定されている。農家にとって、害虫駆除は必要な作業であるが、虫も生き物であり、殺生したものの供養のため、蟲塚が建てられたという言い伝えがある。	母島
日本一早い「海びらき」	温暖な気候をPRするため、元日に日本一早い海開きを行っており、安全祈願を行った後、初泳ぎを行い、その証明書を発行している。父島では、招福もちまき、ウミガメ放流、郷土芸能披露を、母島では、新春鏡開き、ギョサン飛ばし大会、ウミガメ放流、郷土芸能披露などを合わせて行っている。	父島 母島

名称	説明	地域
母島フェスティバル	農・水産物の販売・試食・ラム酒試飲・島の食材を使った昼食販売と郷土芸能披露を行うイベントである。	母島
返還記念祭	6月26日の返還記念日前後の週末に、父島では、村民によるステージ・特産品PRを、母島では、盆踊り・花火・演芸大会・郷土芸能披露にて返還記念日をお祝いするイベントとして開催されており、それぞれ夜店も出店される。	父島 母島
サマーフェスティバル	8月中に実施される様々なイベントの総称で、父島では、盆踊り、花火、シマアジ放流、JAMMIN（村民音楽イベント）、ウミガメ放流、南洋踊り&KAKA、フラオハナ（小笠原フラの披露）、野外映画会、ビーチバレー大会、星空観望会、母島では、スターウォッチング・納涼祭（盆踊り・花火など）が行われる。	父島 母島
カウントダウンパーティー	新年を迎えた瞬間を祝うイベント。小笠原太鼓の披露を皮切りに、スライドショーで小笠原の1年を振り返った後にカウントダウンを行い、新年を迎えたところで打ち上げ花火が上がる。	父島
小笠原の民謡	八丈島や本土から伝承した曲、大正時代の末から昭和の初期にかけて南方より伝来した曲及び戦後の日本復帰前に南方より伝来した曲からなる。小笠原の歴史を語る資料は少なく、伝承された民謡は島民の歴史・文化を知る上で貴重である。	父島 母島
南洋踊り	小笠原における南方文化の伝播の歴史を知ることのできる貴重な踊りで、東京都無形民俗文化財に指定されている。タマナの木をくり抜き、ギンネムの木で叩いている打楽器「KAKA（カカ）」の演奏で踊る。	父島 母島
タコノ葉細工	タコノキの葉を用いて製作する小笠原独特の編物細工。小笠原諸島に初めて定住したハワイ人が作っていた敷物や籠が、工夫と改良により現在の民芸品となった。	父島 母島
小笠原太鼓	八丈島からの移住者とともに伝わったもので、全国でも珍しい両面打ちである。	父島 母島
フラ	小笠原オリジナルの歌と踊りによるフラは、ハワイをはじめとする環太平洋の人々が、それぞれの島を誇りに思い、その島のために踊り歌う姿勢を見習うことで始まった。	父島 母島
スティールパン	小笠原諸島返還35周年を記念して演奏されるようになったのが始まりである。ドラム缶から作られた音階のある打楽器で、独特の響きを持った音色は小笠原の雰囲気ピッタリである。	父島

3 エコツーリズムの実施の方法

エコツーリズムの実施にあたっては、一定のルールのもとガイダンスおよびプログラムが実施され、それらについてモニタリング及び評価することが重要であり、以下の各項目に沿って実施されることが求められます。

3-1 ルール

小笠原諸島には貴重な自然環境が多く残されています。この小笠原の自然や文化などの資源を守りながら持続的に利活用するため、小笠原には行政が定めた法令の他、各団体が自主ルールなどを定めています。

(1) ルールによって保護する自然観光資源

法・条例・制度によって保護する自然観光資源

	保護対象	ルール名	運営・管理団体	指定年等
1	父島・母島の市街地を除く地域	自然公園法（小笠原国立公園）	環境省小笠原自然保護官事務所、小笠原支庁土木課	1972年（1）
2	小笠原諸島地域 国有林野の自然環境、動植物	保護林制度 （小笠原諸島森林生態系保護地域）	小笠原総合事務所国有林課、小笠原諸島森林生態系保全センター	2007年（1）
3	小笠原諸島の鳥獣	鳥獣保護管理法（国指定鳥獣保護区）	環境省小笠原自然保護官事務所	2002年（1）
4	小笠原諸島の希少野生生物	種の保存法（国内希少野生動植物種）	環境省小笠原自然保護官事務所	2002年（1）
5	小笠原諸島の動植物、地質鉱物	文化財保護法（国指定天然記念物）	文化庁	1969年（1）
6	小笠原諸島の自然環境全般	外来生物法	環境省小笠原自然保護官事務所	2004年（1）
7	小笠原諸島の生態系全般	世界自然遺産地域 小笠原諸島管理計画	環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村	2010年（2）
8	小笠原諸島の文化財	東京都文化財保護条例（東京都指定文化財）	東京都教育委員会	1955年（2）
9	小笠原諸島の水産資源	小笠原の海を楽しむためのルール（漁業法、東京都漁業調整規則等）	水産庁、東京都	漁業法 1949年（2） 漁業調整規則 1965年（2）
10	南島、石門	自然環境保全促進地域の適正な利用ルール（南島・石門一帯）	東京都小笠原支庁土木課	2002年（2）

（1）法令等により小笠原諸島の自然観光資源に係る指定等が開始された年

（2）法令等の制定年

観光事業者などによる自主的な利用のルール(自主ルール)によって保護する自然観光資源

	保護対象	ルール名	運営・管理団体	制定年
1	小笠原諸島の自然環境全般	小笠原カントリーコード -自然と共生するための10カ条-	環境省小笠原自然保護官事務所	1999年
2	クジラ	ホエールウォッチング自主ルール	小笠原ホエールウォッチング協会	1992年 1997年改定
3	イルカ	ドルフィンウォッチング・スイム自主ルール	小笠原村観光協会	2005年
4	ウミガメ	ナイトウォッチングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点（ガイドライン）	小笠原村観光協会	2004年
5	オガサワラオオコウモリ	オオコウモリウォッチングについてのガイドライン	小笠原村観光協会	2004年
6	アカガシラカラスバト	東平アカガシラカラスバトサンクチュアリー自主ルール	小笠原総合事務所国有林課、小笠原諸島森林生態系保全センター	2004年
7	ヤコウタケ	長谷グリーンペペについて	小笠原村観光協会	2004年
8	母島石門	母島石門の自主ルール	母島自然ガイド運営協議会	2003年

(2) ルール内容及び設定理由、適用区域、自然観光資源等

法・条例・制度関係

ア 自然公園法（小笠原国立公園）

小笠原諸島は、島々と海洋の織りなす優れた風景地として自然公園法に基づき、父島と母島の市街地を除く地域が国立公園として指定されています。国立公園内では風致・景観を守るため、陸域・海域ともに動植物の採取・捕獲やほとんどの開発行為が厳しく規制されています。

国立公園は、自然公園法に基づき優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が指定及び管理する。

国立公園は公園計画に基づき、公園の保護及び利用上重要な地域である「特別地域」、公園の核心的部分として厳正に保護される「特別保護地区」、海域の景観を維持するための「海域公園地区」、それ以外の普通地域に区分され、区分に応じて行為の規制を行っている。

各地区における規制行為は下記のとおり。

1 特別地域

公園の風致を維持するための地域。用途に応じて、第一種から第三種まで区別がある。以下の行為には、許可が必要となる。

「工作物の新築・改築、樹木の伐採、土石の採取、河川・湖沼の取水・排水、広告の掲示、土地の埋立・開墾、指定された動植物の捕獲・採取、施設の塗装色彩の変更、指定区域内への立入、指定区域内での車の使用」など

(1) 第一種特別地域

特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

(2) 第二種特別地域

特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域

(3) 第三種特別地域

特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

2 特別保護地区

特別地域内で、特に重要な地区。以下の行為には、許可が必要となる。

「特別地域での行為の他、樹木の損傷・植栽、家畜の放牧、物の集積・貯蔵、たき火」

3 海域公園地区

海域の景観を維持するための地区。以下の行為には、許可が必要となる。

「工作物の新築・改築、鉱物の採取、広告の掲示、動植物の採取、埋立・干拓、海底の形状の変更、物の繫留、排水」

4 普通地域

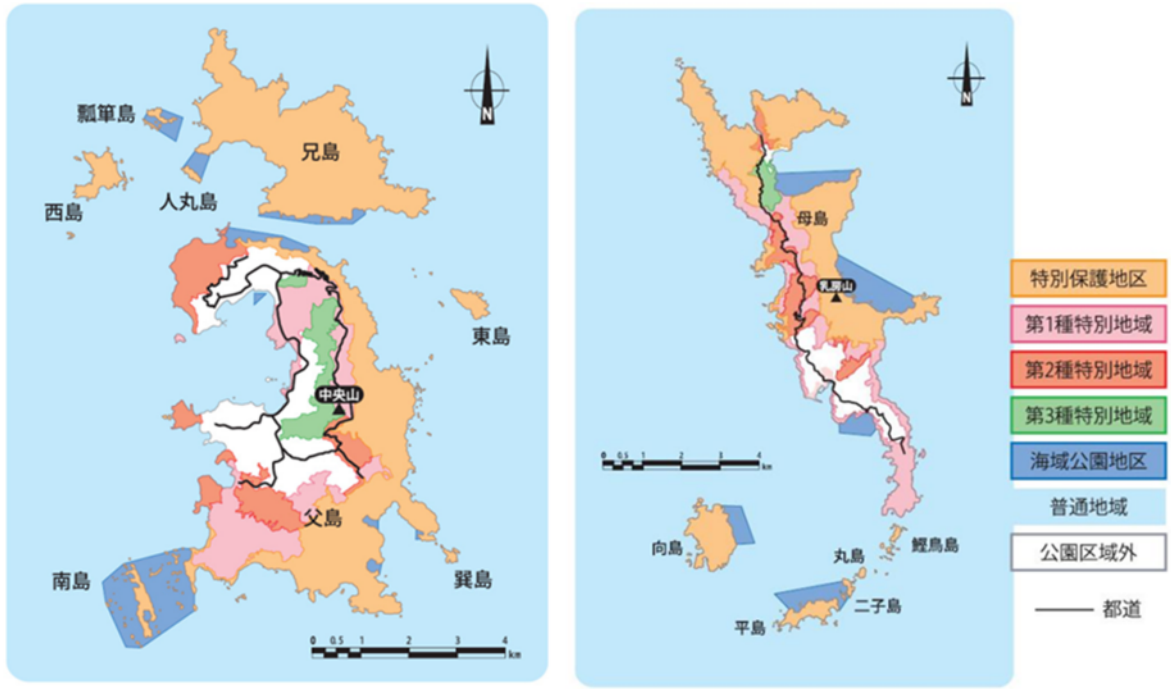
特別地域や海域公園地区に指定されていない自然公園の地域。以下の行為には、届出が必要となる。

「工作物の新築・改築、特別地域の河川・湖沼へ影響を及ぼすこと、広告の掲示、水面の埋立・干拓、鉱物の掘採、土地や海底の形状の変更」

同法に基づき、小笠原諸島の大部分が 1972 年に「小笠原国立公園」に指定されている。小笠原諸島では、その大部分が最も厳正に保護される「特別保護地区」及びそれに準じた保護措置がとられる「第一種特別地域」に指定されている。

特別地域内で採取損傷を規制される「指定植物」、捕獲殺傷を規制される「指定動物」、海域公園地区において捕獲・殺傷・採取・損傷を規制される「規制動植物」として、指定されており、これらにより、特異な地形・地質や、固有種や稀少種をはじめとする動植物やその生息・生育環境の保全を法的に担保している。

国立公園



イ 保護林制度（小笠原諸島森林生態系保護地域）

小笠原諸島の約 60%が国有林野です。この国有林野の貴重な自然環境の維持、動植物の保護等を目的として、森林生態系保護地域が設定され、保全管理計画が定められています。森林生態系保護地域内の立ち入りは指定されたルートに限定されており、講習を受講したガイドの同行が必要です。

森林生態系保護地域は、国有林野の管理経営に関する法律に基づく保護林の一つとして、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護等を目的として、森林管理局長が設定及び保全・管理する。

森林生態系保護地域は、森林生態系の厳正な維持を図る「保存地区」、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たす「保全利用地区」に区分され、区分ごとに取扱いの方針を定めている。

1 保存地区

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

2 保全利用地区

木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。また、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用が行えるものとする。

小笠原諸島の国有林野のほとんどが 2007 年に「小笠原諸島森林生態系保護地域」に設定されており、そのほとんどが森林生態系の厳正な維持を図る「保存地区」に区分されている。

森林生態系保護地域においては、レクリエーション等の利用による固有の生態系へのインパクトを軽減し、利用と保護の調整を図るための措置として、2008 年 3 月に保全管理計画が策定され、立ち入ることのできるルートを指定するなどの新たな利用のルールが導入された。

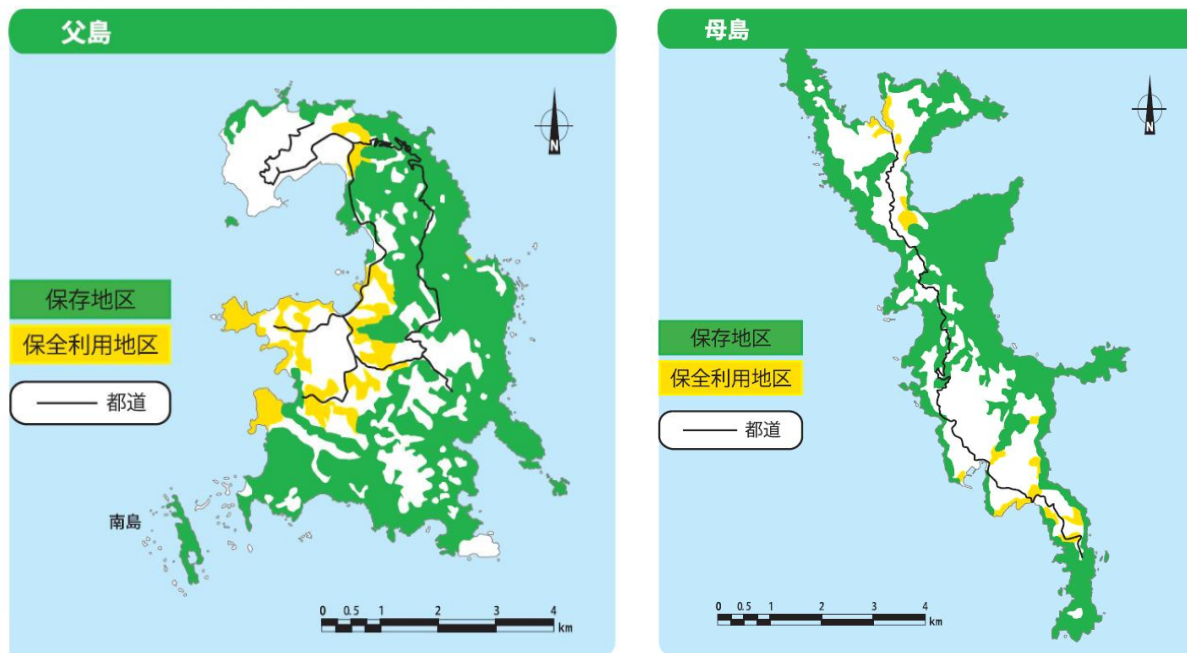
ルールの概要は以下のとおり。

(1) 森林生態系保護地域への立ち入りは、原則として、希少な動植物の生息・生育に支障を及ぼさないよう利用可能なものとして指定されたルートに限定する。

(2) 立ち入る場合は、希少な動植物の生息・生育環境の保全と利用に関する講習を受講し入林許可書の交付を受けたガイド等の同行が必要。

同行者がある場合は、その人数は 10 人以内（ただし、南島は 15 人、母島・石門は 5 人以内）。

森林生態系保護地域



ウ 鳥獣保護管理法（国指定鳥獣保護区） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）は、日本国内における鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図る法律である。本法では「鳥獣の保護及び管理」と「狩猟の適正化」を図り、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の発展を通じて、自然環境の恩恵を受ける国民生活の確保及び地域社会の発展を目的としている。

鳥獣保護法に基づき環境大臣によって指定される「国指定鳥獣保護区」内では狩猟が禁止されており、また鳥獣の保護または生息地の保護を図るために特に必要がある区域は「特別保護地区」に指定され、一定の開発行為について環境大臣の許可が必要とされている。

小笠原諸島においては、小笠原群島がオガサワラノスリ、ハハジマメグロ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ、アホウドリ類等の希少鳥獣生息地として 1980 年に「国指定小笠原諸島鳥獣保護区」に指定され、2009 年には周辺海域も含め「国指定小笠原群島鳥獣保護区」として区域拡大のうえ更新された。

また 2008 年には西之島がアオツラカツオドリ、オーストンウミツバメ、オオアジサシ等の集団繁殖地として「国指定西之島鳥獣保護区」に、2009 年には北硫黄島と周辺海域がアカアシカツオドリやアカオネツタイチョウ等の生息地や集団繁殖地として「国指定北硫黄島鳥獣保護区」に、南鳥島がアカオネツタイチョウやコアホウドリ等の繁殖地や営巣地として「国指定南鳥島鳥獣保護区」に指定されている。

このように小笠原諸島のほぼ全域と周辺海域が国指定鳥獣保護区に含まれ、海鳥をはじめとする鳥類やオガサワラオオコウモリの保護を法的に担保している。

エ 種の保存法（国内希少野生動植物種） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 小笠原諸島では数多くの固有の動植物があり、特異な生態系を見せる一方で、生息域・生息数の減少が心配される種も存在します。「種の保存法」では、絶滅のおそれのある野生動植物の種を保護するため、捕獲・採取・殺傷・損傷・譲渡等が禁止されています。
 また、あわせて繁殖の促進・生息地の整備など保護増殖事業が実施されています。

本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種を、「種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」に基づき指定する。これらの種は、学術研究目的などで許可を受けた場合を除き、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡等が禁止されている。

国内希少野生動植物種の保存を行うため必要な場合には、個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備など保護増殖事業が行われる。小笠原諸島に生息・生育する動植物のうち「国内希少野生動植物種」に指定されているものは下表のとおり。

分類	種名	分類	種名
ほ乳類	オガサワラオオコウモリ	陸産貝類	アニジマカタマイマイ コガネカタマイマイ チチジマカタマイマイ ヒシカタマイマイ ヒメカタマイマイ フタオビカタマイマイ アナカタマイマイ オトメカタマイマイ カタマイマイ アケボノカタマイマイ ヌノメカタマイマイ キノボリカタマイマイ コハクアナカタマイマイ ミスジカタマイマイ
鳥類	ハハジマメグロ アカガシラカラスバト オガサワラノスリ シマハヤブサ オガサワラカワラヒワ アホウドリ		
昆虫類	オガサワラシジミ オガサワラトンボ オガサワラアオイトトンボ ハナダカトンボ オガサワラハンミョウ オガサワラナガタマムシ シラフオガサワラナガタマムシ オガサワラムツボシタマムシ父島列島亜種 オガサワラムツボシタマムシ母島亜種 ツヤヒメマルタマムシ ツマベニタマムシ父島・母島列島亜種 オガサワラトビイロカミキリ オガサワラトラカミキリ オガサワラキイロトラカミキリ オガサワラモモプトコバナカミキリ フタモンアメイロカミキリ父島列島亜種 オガサワライカリモントラカミキリ クスイキボシハナノミ キムネキボシハナノミ オガサワラキボシハナノミ オガサワラモンハナノミ	植物	ヒメタニワタリ コヘラナレン ムニンツツジ シマカコソウ ムニンノボタン アサヒエビネ ホシツルラン シマホザキラン タイヨウフウトウカズラ コバトベラ ウチダシクロキ ウラジロコムラサキ

印がついているものは、国により保護増殖事業計画が策定されている。

オ 文化財保護法（国指定天然記念物）

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む）や地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。小笠原諸島に関連するものは、下記のものが指定を受けている。

特別天然記念物（2件）	メグロ、アホウドリ
天然記念物（18件）	オガサワラオオコウモリ、アカガシラカラスバト、オガサワラノスリ、オガサワラシジミ、シマアカネ、オガサワラトンボ、オガサワライトトンボ、ハナダカトンボ、オガサワラタマムシ、オガサワラセスジゲンゴロウ、オガサワラアメンボ、オガサワラクマバチ、オガサワラゼミ、小笠原諸島産陸貝（ヤマキサゴ科、クビキレガイ科、カワザンショウガイ科、オオミミガイ科、オカモノアラガイ科、ノミガイ科、キバサナギガイ科、キセルガイモドキ科、エンザガイ科、コハクガイ科、ベッコウマイマイ科、ナンバンマイマイ科）カサガイ、オカヤドカリ、小笠原南島の沈水カルスト地形、南硫黄島

カ 外来生物法 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」に基づき、海外から我が国に導入された生物であって、生態系に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものは、「特定外来生物」に指定され、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等が規制される。

有人島である父島及び母島では、特定外来生物のうちグリーンアノール、オオヒキガエル、ニューギニアヤリガタリクウズムシ（父島のみ）、ヤマヒタチオビ等の侵入と定着が確認されている。

キ 世界自然遺産地域 小笠原諸島管理計画

世界自然遺産への登録に向けて、小笠原の自然環境の価値をより良い形で後世に引き継いでいくために、「世界自然遺産推薦地小笠原諸島 管理計画」を策定した。本計画は小笠原諸島全体を対象としており、以下に示す全体目標のもと、関係行政機関が島民や観光客等の関係者と連携・協力しながら適切な管理を進めるものである。

【全体目標】

小笠原諸島は、大陸地殻を形成する元になった海洋性島弧の形成過程を示す地域であり、海洋島独自の適応放散によって進化を続けている固有種等が構成する特異な生態系を有する『地球と生物の進化の過程を記す世界でも貴重な場所』である。この顕著で普遍的価値を正しく理解し、島の自然と人間が共生していくことにより、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく。（出典：小笠原自然情報センター「世界自然遺産登録に向けて：管理計画」より）

ク 東京都文化財保護条例（東京都指定文化財）

文化財保護法による指定を受けたもの以外の文化財で、東京都内に存するもののうち重要なものについて保存・活用し、都民・国民の文化的向上を目的として定められている。

下記が東京都文化財として指定されている。

有形文化財（古文書）（4件）	折田家総括録、小笠原新治碑、小笠原開拓碑、ナサニエル・セボレ - の墓碑
（歴史資料）（1件）	小花作助関係資料
有形民俗文化財（1件）	口 - ス石関係資料（建造物・石切場跡）
無形民俗文化財（2件）	小笠原の民謡、小笠原の南洋踊り
史跡（1件）	モットレイ夫妻墓・良志羅留普墓
旧跡（3件）	小笠原神社、旗立山、小笠原島庁跡

ケ 漁業法・東京都漁業調整規則・ローカルルール等

1 使用できる漁具・漁法

遊漁者の方々は、次の漁具・漁法以外で水産動植物をとることはできません。

- (1) 竿釣及び手釣（トローリング、まき餌釣りはできません）
- (2) たも網及びさ手網
- (3) 投網（船を使用しないもの）
- (4) やす及びはし（水中銃の使用はできません）
- (5) 徒手採捕

なお、これら漁具・漁法により水産動植物をとる場合であっても漁業操業の妨げにならないよう注意してください。

トローリングについては、東京海区漁業調整委員会の承認を受けた釣り大会等のイベントに参加した場合に限り行うことができる。

2 禁止事項

- (1) 次のような遊びは禁止されています。

スキューバ等の潜水器を使用して水産動植物をとること

爆発物や有害物を使用して水産動植物をとること

集魚灯を使用して水産動植物をとること

- (2) 採捕の制限と禁止

次の水産動物は、東京都漁業調整規則により、遊漁者は、採捕が制限又は禁止されています。

種 類	とってはいけない期間	とってはいけない大きさ
アサヒガニ	7月1日から7月31日	
ヒロセガイ（ギンタカハマ）	10月1日から翌年3月31日	殻高5cm以下
マルサザエ	7月1日から8月31日	殻高5cm以下
ミツカドパイプウニ	7月1日から8月31日	殻長6cm以下
ウミガメ	とることはできません（産卵した卵もとってはいけません）	
造礁サンゴ類	とることはできません	

3 禁止区域

父島および母島の周辺海域には海域公園が設定されている場所があります。この海域では、水生生物保護のためほとんどの動植物の採捕が禁止されています。

また、サンゴを傷つけるなど、地形の改変も禁止されています。

4 その他のお願い（漁業者が自主的に行う資源管理への協力について）

漁協では稚魚を海に放流したり、漁具や漁法を制限したりして水産資源の維持増大に努めています。また、漁業者、遊漁船業者が自ら禁漁区域や操業方法を取り決めて、水産資源の管理を行っている場所があります。

このような海域では、漁業者等とトラブルを起こさないために取り決め事項を守るようご協力願います。

- (1) 小笠原島漁協におけるアカハタ等の自主禁漁

場所 北之島周辺海域（一ノ岩を含む）

対象 アカハタ、漁業権対象種、アナダコ

- (2) 小笠原島漁協遊漁船部における取り決め事項

生き餌を使用した遊漁の禁止

- (3) 小笠原母島漁協における取り決め事項

場所 小笠原母島列島周辺海域

対象魚種 イシガキダイ及びイシダイ

採捕制限 5kg以下は生かしたまま再放流

キャッチアンドリリース 持ち帰りは、おがさわら丸1航海につき1人1尾までとする。

お互いルールを守って楽しく海を利用してください。

- (4) マナーなど

小笠原の美しい海を守るため、餌の残りや空き缶、ビニール等のごみは持ち帰り所定の場所に捨てましょう。

常に安全に心がけ、天候や海況に注意しましょう。
単独行動は避け、安全装備を身に付けましょう。

5 漁業権

漁業権とは、「一定の水面について、一定期間、特定の漁業を排他独占的に営む権利」で漁業法に基づき知事が免許します。小笠原の海には次の二種類があります。

- (1) 区画漁業権：水面を区画して行う養殖業が対象となる。父島二見港には区画漁業権が設定されています。
- (2) 共同漁業権：沿岸域で貝類や藻類等の定着性水産物を対象とする漁業や網漁具を敷設して営む漁業が対象となり、漁業協同組合（漁協）に免許され、組合員が操業（行使）する。小笠原では、各島の周辺海域（各島等の最大高潮時海岸線から 2,000m 以内の海域）には共同漁業権が設定されていますので、これらの生物は漁業者以外の方がとることはできません。

ハチジョウダカラ、ホシダカラ、ウミウサギ、ホラガイ、タケノコガイ、マルサザエ、ミツカドパイプウニ、シラヒゲウニ、シャコガイ、スイジガイ、クモガイ、イセエビ、セミエビ

自主ルール

ア 小笠原カントリーコード - 自然と共生するための 10 カ条 -

貴重な動植物に恵まれた小笠原を後世に引き継ぐため、利用のための基本的なルールを、自然を共生するための十箇条としてまとめたものです。

1 「貴重な小笠原を後世に引き継ぐ」

貴重な動植物に恵まれた豊かな自然や、その中で育まれた独自の文化など小笠原の自然や文化について様々なことを学び、これらが後世に引き継がれるよう大切にします。

2 「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」

小笠原では日頃から島内美化に努め、また、廃棄車両は島外に持ち出して処分しています。こうした島の人達の努力を見習い、ゴミの持ち帰り運動に協力します。

3 「歩道をはずれて歩かない」

歩道でない場所を歩くと、迷いやすいばかりか、植生を傷めることにもなります。歩道をはずれて歩かないようにします。道に不慣れな場合は地元のガイドさんなど地理に詳しい人と歩きます。

4 「動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない」

海中も含め、自然の中で生きる多様な野生動植物は、小笠原固有の生態系の重要な構成員です。しかし中には繊細で傷つきやすく、過去に絶滅したり、現在、絶滅の危機に瀕している動植物などが少なくありません。この貴重な生態系を保全するため、動植物は持ち込まず、持ち帰らず、野生動植物を採ったりしません。

5 「動植物に気配りをしながらウォッチングを楽しむ」

小笠原ではホエールウォッチング、バードウォッチングなど自然観察が盛んです。こうした楽しみ方が、いつまでも続けられるよう、できる限り、動植物に影響を与えないような見方や楽しみ方を心がけます。

6 「サンゴ礁等の特殊地形を壊さない」

サンゴ礁などは小笠原の自然を語る大切な歴史の証人です。地形について学び、大切にします。

7 「来島記念などの落書きをしない」

小笠原では看板類が少なく、自然と一体となったすっきりとした景観が魅力の一つです。来島記念などの落書きは、この美しい景観を傷つけることになるので、絶対しません。

8 「全島キャンプ禁止となっているので、キャンプはしない」

小笠原では全島でキャンプが禁止されています。自身の生命は身体の安全はもとより、小笠原の美しい自然と静かな村民生活を守るためにも、宿泊には旅館や船を利用し、キャンプは絶対しません。

9 「移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う」

島内では、なるべく自動車に頼らず、できるだけ徒歩や自転車など自力移動を心がけ、のんびりと小笠原を楽しみます。

10 「水を大切にし、トイレなど公共施設をきれいに使う」

小笠原では水は大変貴重でかけがえのないものです。水は大切に使い無駄にしません。また、トイレをはじめ、公共施設の汚れや破損は、ちょっとした不注意が原因になります。後から使う人達が不快にならないよう一人ひとりが気をつけて使います。

イ ホエールウォッチング自主ルール

ウォッチング船の操縦方法（クジラへの接近方法）等、ホエールウォッチングの実施方法を規定しています。

1 目的

このルールは、小笠原海域においてホエールウォッチングを行う際に、小笠原のみならず日本全体の自然資源である鯨類の自然な行動を妨げないと共に、鯨類の生息環境を守ることを目的として、小笠原ホエールウォッチング協会（以下「協会」）が自主的に制定する。

2 ホエールウォッチングボートとルールの拘束関係

- (1) 協会会員ボートは以下のルールを守る義務を有する。
- (2) 協会会員以外のボートには以下のルールを守るよう要望する。

3 ルールの適用海域

このルールは、小笠原諸島沿岸 20 マイル以内の海域において適用する。

4 ルールの適用鯨種

このルールが適用される鯨類は、ヒゲクジラ垂目及びマッコウクジラとする。

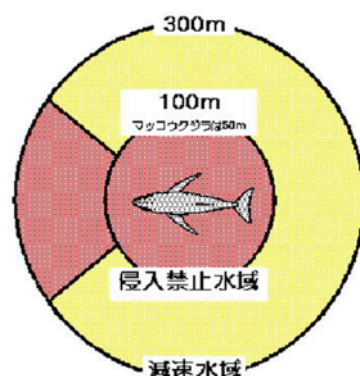
5 小型船（20 t 未満、ヨット・カヌー等の無動力船も含む）ルール

- (1) 適用海域全域について、以下のルールに則る。
 - 海中に鯨類の鳴音及び疑似音を発しない。
 - 上記以外であっても、鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しない。
 - ただし、船舶が発する通常の動力音はこの限りでない。

- (2) 対象鯨より 300m 以内の水域を減速水域とし、以下のルールに則る。

ホエールウォッチングボートは減速して接近する。
対象鯨の進行方向を押さえるような操船をしない。
その他現在進行している行動を妨げるような操船をしない。

- (3) ヒゲクジラ垂目の鯨類については 100m 以内、マッコウクジラについては 50m 以内を侵入禁止水域とし、以下のルールに則る。
 - ホエールウォッチングボートはこの水域に入域しない。
 - 対象鯨から接近した場合は、低速で離れるか停船状態とし、侵入禁止水域から脱するまでこの行動をとる。



6 大型船（20 t 以上）ルール

上記第 5 項における減速水域を 1000m 以内、侵入禁止水域を 300m 以内とし、ルールは第 5 項(1) から(3)に準ずる。

7 上空から接近する場合のルール

飛行機・ヘリコプター等により上空から接近する場合は、その接近角度に拘わらず、対象鯨より 300m 以内に接近しない。

8 特例規定

調査・取材等で上記ルールによらず対象鯨に接近する場合は、事前に調査計画書・取材企画書を提出し、協会の許可を受けなければならない。なお、特例許可船は所定の特例旗を掲げることとする。

9 その他

その他必要な事項は協会規則部会において定める。

ウ ドルフィンウォッチング・スイム自主ルール

イルカの生育環境の保全とツアー参加者の安全と快適性を確保するため、イルカの群れにアプローチできる船の数、複数の船がひとつの群れにバッティングした際の、水中へのエントリー回数を規定しています。

- 1 ひとつの群れにアプローチできる船は、船の大きを問わず 4 隻までとする。(ウォッチングのみの場合も含まれる)
- 2 2 隻以上の船がひとつの群れにバッティングした場合は、水中へのエントリー回数を 1 隻につき 5 回以下とする。
ただし、必ずしも 5 回 OK というものではなく、その時のイルカの状況や他船への配慮を考慮すること。

エ ナイトウォッチングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点(ガイドライン)

ウミガメが産卵にやってくる時期(5~8月)は、夜、砂浜を歩いていると、産卵中の場面に遭遇することも少なくありません。無事にウミガメが産卵を終えられるように、また、稚ガメが元気よく海へ旅立っていけるように、ウミガメに遭遇した、あるいは観察する場合の懐中電灯の使い方などについて規定しています。

- 1 海岸線におけるライトの使用について
ビーチでは懐中電灯などのライトは足元だけを照らすようにしましょう。海に向かって光を当てるとウミガメが驚き上陸を止めてしまうことがあります。
- 2 ウミガメに遭遇した場合
ウミガメを驚かさずに産卵させるため、ウミガメの視界から外れるまで動かないようにしましょう。また、大きな声を出さないようにしましょう。
- 3 産卵巣を見かけた場合
産卵巣を掘ったり卵を探したりすることで、稚ガメが正しくふ化および脱出できなくなったり、また近づくことで脱出直前の巣を踏み抜いてしまう危険性がありますので、産卵巣には近づかないようにしましょう。

オ オオコウモリウォッチングについてのガイドライン

オガサワラオオコウモリを守っていくために「皆で守るべきこと」をまとめたものです。
餌付け禁止や、ライトの照らし方、観察の仕方等などが定められています。

《合意事項》

- ・業者同士の連携をとりながら、お互いを気配りして、行動する。
- ・オオコウモリや野生生物にできるだけ配慮した形で行動する。
- ・研究機関と連携し、保全活動に寄与していく。

1 ライトについて

- (1) 探すのはガイドのライトのみ。
安全上、参加者が足元を照らすのはよい。
- (2) 弱い光あるいは赤い光を用いる。
使い方は、当面はガイドの良識にまかせる。

2 ストロボ撮影について

ストロボを使用した撮影はしない。

3 人数について

おおむね1スタッフ10人まで。

業者がバッティングした場合は同時に1ライトで一緒にみるか、時間をずらす。

4 音について

- (1) 見る時・探す時は静かに。
- (2) 民家が近くにある場所では静かに行動する。

5 餌付けについて

絶対にしない。

6 私有地の利用について

必ず許可を得る・対価を払うなどでトラブルを防ぐ方策を講じる。許可の無い場所は絶対に立ち入らない。

7 農業センターの利用について

- (1) 舗装路からは外れない。
- (2) 利用区域以外は立ち入らない。
- (3) 安全管理を徹底する。危険箇所には立ち入らない。
- (4) 園内に車を入れない。(駐車場を利用する)
- (5) 東京都の施設であることを説明する。
- (6) 夜間に園内にオオコウモリが来る理由や生態について説明する。

8 丸山トンネル付近の利用について

(1) 車の駐車場所

トンネル付近は危険なので扇浦側の欄干近くで停めること。

(2) 安全管理の徹底

道路にはみ出さないよう注意する。

(3) バッティングした場合

お互い配慮しながら見る。

9 昼間のねぐらについて

冬季の集団ねぐらはコウモリに与える影響が大きいので立ち入らない。また他の時期もできるだけ控える。

(その他)

オオコウモリ観察ポイントの1つである亜熱帯農業センターは、開館時間が8:30~16:30となっており夜間は開放されていない。

ナイトツアーの一環として、夜間オオコウモリ見学のために施設を利用する事業者は、年1度観光協会を通じて東京都小笠原支庁に申請を行う必要がある。

許可を受けていない事業者は、夜間施設に侵入しないこと。

カ 東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーの自主ルール

父島東平に設立されたサンクチュアリー（聖域）内を適切に利用することを目的とし、ガイド同行の原則、立入禁止の区域や期間、観察の際の留意事項が定められています。

《設置場所》小笠原父島 桑ノ木山国有林、中央山東平

- 1 指定されたルートのみを利用すること。
- 2 「林内歩道」については、アカガシラカラスバトの繁殖期間である 11～3 月は入林禁止とする。
- 3 アカガシラカラスバトに出会ったときには以下の事項を守ることに。
 - (1) 半径 10m 以内には接近しない（ハトを取り囲まない）。
 - (2) えさを与えない。
 - (3) ハトを驚かすような急な行動や大きな話し声等には十分注意する。
 - (4) 写真撮影時には、フラッシュ等を使用しないよう十分注意をする。



A. 自然観察路

森林生態系保護地域の講習受講者または許可を受けた者（ガイド等）の同行が必要。

B. 林内歩道

森林生態系保護地域の講習（4 時間）を受講し、かつサンクチュアリーの特設講習を受講し、許可を得た者（ガイド等）の同行が必要。

キ 長谷グリーンペペについて

ヤコウタケ（通称：グリーンペペ）を守っていくために「皆で守るべきこと」をまとめたものです。車の止め方、観察の仕方などについて規定しています。

【合意事項】（オオコウモリルールと共通）

- ・業者同士の連携をとりながら、お互いを気配りして、行動する。
- ・オオコウモリや野生生物にできるだけ配慮した形で行動する。
- ・研究機関と連携し、保全活動に寄与していく。

《長谷グリーンペペについて》

- 1 充分、手前で車のエンジンとライトを消すこと。
カーブのところには車を止めない。手前に駐車する。
- 2 一部枝とペペを移動する場合は、ガイドが道端に持ってきて、必ず元に戻すこと。
持ち去らない。
- 3 基本的に道端から見る。
ガードレールや柵を乗り越えないこと。
- 4 グループごとに順番に見るなど、ガイドの指示に従うこと。
他の見学者とバッチングした時は、お互いに配慮しながら順番に見る。

ク 母島の石門自主ルール

母島石門一帯の自然を痛めずに楽しむためのルールを定めたものです。

- 1 石門ガイドルール（以下「ルール」という。）は「適正な利用のルール」を実施するため定める。
- 2 東京都自然ガイド（以下「ガイド」という。）母島自然ガイド運営協議会（以下「協議会」という。）の定めたルールを遵守すること。
- 3 入林の際は入林前日までに入林者名簿、入林予定期間を協議会に届け出ること。
- 4 入林者が1日の上限50人を越える場合は、協議会で調整する。
団体については2週間前までの申し込みとし、制限人数を超えないよう調整する。また、終了後は林野庁に報告する。
- 5 ガイドは天候に充分注意し、決して無理な入林はしないこと。
- 6 入林前に、靴底の泥及び服等に種子が付いていないか確認すること。
ガイドは決められたルート以外は決して案内しないと同時に入林希望者の体力、経験等を充分考慮して案内すること。
- 7 ルートに障害が生じたり、野生動植物の異変に気づいた場合は届出機関に報告すること。
- 8 アカガシラカラスバトの半径10m以内には接近しないこと。特に写真撮影には充分注意を促すこと。
- 9 アカガシラカラスバトの繁殖期である3月は尾根ルートのみ（地図参照）とし、10月～2月までは入林禁止とする。
- 10 ゴミは必ず持ち帰ること。（弁当の残り、分解しないティッシュペーパーなども含む。）
- 11 入林中の駐車車両には協議会の入林証を掲示すること。
- 12 このルールは自然の状況に応じて毎年見直されるものとする。
- 13 携帯トイレを携行すること。

（3）ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

小笠原の自然観光資源については、法や制度などの枠組みによって保全が図られているものの他、一部については自主ルールが制定・運用されており、自律的な遵守や相互チェック機能が働いていることから、これまでのところ大きな問題点は生じていません。

これらの自主ルールについては今後も引き続き適切な運用を図ると同時に、必要に応じてルールの制度化（例：特定自然観光資源としての指定）といったことも視野に入れながら、モニタリングや評価を注意深く行い、取組に反映させていきます。

3 - 2 ガイダンス及びプログラム

(1) 主なガイダンス及びプログラムの内容

小笠原では、1988年にホエールウォッチングツアーが開始されて以降、小笠原ならではの大自然や文化を体験できる多様なガイダンス及びプログラムを実施しています。

船上（一部海中）で海洋生物の生態や特徴的な陸の景観を観察・鑑賞するもの

《主なプログラム》ホエールウォッチング、ドルフィンスイム、クルーズツアー など

小笠原諸島の近海は、クジラやイルカなどの生息地・繁殖地となっています。これらの海洋生物を船上や、海中で泳ぎながら一定距離を保って観察します。あわせて、それらの動物の生態について解説を行うことで、参加者が海の生態系の豊かさや海洋生物の保全の重要性に気づくとともに、その関心を高める機会を提供します。

また、小笠原諸島は、大陸形成の始まりとなるプレート同士のぶつかり合いと、その後の沈み込みの初期段階から現在に至る地質的な成長過程を、陸上に露出した岩石や地層などの地形の中に記録しています。これらの特徴的な地形や景観を船上から観察・鑑賞します。併せて、小笠原諸島の成り立ちや地質的な成長過程について解説を行うことで、観光客が地球規模で自然環境の保全意識を持てるような機会を提供します。

沿岸の海中（水面もしくは水深の浅い水中）で動植物の生態を観察・鑑賞するもの

《主なプログラム》シュノーケリング、スキндаイビング、スキューバダイビング、シーカヤック、アウトリガーカヌー など

亜熱帯に位置する小笠原では、海岸線から水深 30m前後を中心としてサンゴやサンゴを生息環境とする様々な魚などの動植物が見られます。これらのサンゴや動植物を水面もしくは水深の浅い水中で観察します。あわせて、それらの動植物の生態や生育状況、保全の現状などについて解説を行うことで、水中の生態系の豊かさや自然環境の保全の重要性に気づくとともに、その関心を高める機会を提供します。

陸上で動植物の生態や景観、地形を観察・鑑賞するもの

《主なプログラム》 森・山のガイドツアー

島の誕生以来一度も大陸とつながったことがない小笠原諸島に生息する動植物は、海流、風、鳥などに運ばれて独自の進化を遂げた、小笠原にしか見られない固有種が多く見られます。一方で人が持ち込んだ外来動植物も見られ、これらの動植物を定められたルートに沿って歩きながら観察します。併せて、これらの動植物の生態や保全・駆除の現状などについて解説を行うことで、陸の生態系の豊かさや自然環境の保全の重要性に気づくとともに、その関心を高める機会を提供します。

また、一部のツアー（コース）では、小笠原の特徴的な地形や景観を観察・鑑賞します。併せて、小笠原諸島の成り立ちや地質的な成長過程について解説を行うことで、観光客が地球規模で自然環境の保全意識を持てるような機会を提供します。

夜間に陸上の動植物や自然現象を観察・鑑賞するもの

《主なプログラム》 ナイトツアー、ウミガメツアー、スターウォッチング など

小笠原諸島では、夜にほのかに緑に光るキノコ「ヤコウタケ」や、天然記念物に指定されている固有種の「オガサワラオオコウモリ」、日本最大の繁殖地となっている「アオウミガメ」、海辺の夜行性の生き物など、夜間の方がその生態や特徴をより理解することができる自然観光資源があります。これらの動植物の生態や生育状況、保全の現状などについて解説を行うことで、陸の生態系の豊かさや自然環境の保全の重要性に気づくとともに、その関心を高める機会を提供します。

また、緯度の低い小笠原諸島では日本の本土では見られない星が見られます。また周辺に大都市がないため、本土と比べて見える星の数が多いのも特徴です。これらの星を観察・鑑賞する機会を提供します。

その他

《主なプログラム》 ウミガメ教室

小笠原諸島はアオウミガメの日本最大の繁殖地です。産卵した卵の保護や飼育した子ガメの放流などを通してアオウミガメの資源保護に取り組んでいます。これらのアオウミガメについてのレクチャーを通して、海の環境や自然への理解を深める機会を提供します。

(2) 実施される場所

エコツーリズムを推進する地域全般とします。

(3) プログラムの実施主体

基本的には、ガイド事業者、交通事業者、船舶事業者などの観光事業者に所属する各プログラムに対応したガイドが実施します。また、内容によっては、より専門性の高い内容を解説するための研究者や島民などが補足的なガイドとして参加します。

3-3 モニタリング及び評価

(1) モニタリングの対象と方法、各主体の役割

陸域においては、利用できるルート毎に管理主体となる行政機関によって、自然環境の利用に関する各種モニタリングが実施され、継続的にデータ収集が行われています。

陸域におけるルート区分別のモニタリングの方法

ルート区分	実施主体	対象	方法
森林生態系保護地域 内の指定ルート	小笠原諸島森林生態系保全センター	利用人数	主要な入口等で人数カウントシステムを設置(入域者の属性ごとに石を行先別の筒に入れる簡易なもの)
		利用による自然環境への影響	森林保護員(グリーンサポートスタッフ)による巡回
南島ルート、石門ルート	東京都小笠原支庁	利用による自然環境への影響	委託調査により状況を把握
		利用人数	
上記以外のルート (歩道)	東京都小笠原支庁 小笠原村	利用による自然環境への影響	東京都自然保護員(都レンジャー)による巡回

また海域においては、島内の研究機関((社)小笠原ホエールウォッチング協会)によってクジラやイルカといった動物について、その生態に関する調査が行われています。

上記の他、小笠原では、行政機関や各種団体等によって、自然環境を対象とした科学的な調査研究や長期にわたるモニタリング等が実施され、継続的に基礎的データの収集が行われています。それら行政機関や研究機関、各種団体と密な連携を図り、既存のモニタリング調査や研究の情報収集に努めます。

(2) モニタリングの評価の方法及び結果の反映の方法

小笠原エコツーリズム協議会のルール・ガイド制度検討部会には、次頁の表のモニタリングの実施主体となる各行政機関が参画しているほか、日常的にルートをツアーで利用するガイド事業者や、自然環境について調査研究や保全活動を行う NPO、自主ルールを運用する各種団体が参画しています。

このため、自然観光資源に対して何らかの利用の影響が生じ、その評価を行うことが必要になった場合には、該当する影響を把握した行政機関や各種団体等がルール・ガイド制度検討部会にその根拠となるデータを持ち寄り、協議を行います。

また、協議の結果、エコツーリズム推進の取組に変更を加える必要があると判断された場合には、同部会、協議会での合議を経て、行政機関や各種団体等により自主ルールの運用方法やガイドダンスの実施方法に反映させます。

(3) 専門家や研究者などの関与の方法

上述のように、小笠原エコツーリズム協議会のルール・ガイド制度検討部会には自然環境について調査研究や保全活動を行う NPO や専門的知識を有するガイド事業者が参画しています。

また、平成 18 年、小笠原諸島の世界自然遺産への推薦、登録に向けて、学識経験者による「小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会」が設置されています。この科学委員会は、関東地方環境事務所(環境省)、関東森林管理局(林野庁)、東京都、小笠原村が管理機関(事務局)となり、小笠原諸島の植物、動物、地形地質、利用などに関する計 12 名の学識経験者などで構成されています。

平成 23 年 8 月には、小笠原諸島が世界自然遺産として登録されたことを受けて、科学委員会は「小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会」となり、世界自然遺産地域としての価値を含めた小笠原諸島の自然環境の保全管理を進めるための検討を継続していくこととなっています。

現在、小笠原エコツーリズム協議会のアドバイザーに上記の科学委員会を代表して委員長が就任しており、利用の影響等の評価を行う際に科学的な知見が必要な場合などには科学委員からの助言を得ることとしています。

参考 関係するモニタリングの取組

分類	指標・内容	調査周期	実施機関・情報の保管機関	
利用状況	観光客の動向、利用者の意識調査	毎年	小笠原村	
	ビジターセンター等の利用状況	毎年	東京都	
	保護林における利用動態調査(保護林モニタリング調査)	5年ごと	林野庁	
陸域	植物	希少植物の生育状況	毎年	環境省、林野庁(関東森林管理局)、東京都
		植生の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		森林、下層植生、土壌浸食、病害虫、気象害など(森林生態系多様性基礎調査)	5年ごと	林野庁
		保護林における森林調査(保護林モニタリング調査)	5年ごと	林野庁
		母島石門における毎木調査(モニタリングサイト1000; 森林・草原)	5年ごと	環境省(生物多様性センター)
	哺乳類	哺乳類の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		保護林における哺乳類調査(保護林モニタリング調査)	5年ごと	林野庁
		オガサワラオオコウモリの生息状況	毎年	小笠原村教育委員会、小笠原自然文化研究所
	鳥類	鳥類の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		保護林における鳥類調査(保護林モニタリング調査)	5年ごと	林野庁
		アホウドリ類生息状況	毎年	東京都、山階鳥類研究所
		アカガシラカラスバト生息状況	毎年	環境省、小笠原自然文化研究所
			毎年	関東森林管理局
			不定期	東京都
		オガサワラノスリ生息状況	不定期	関東森林管理局
			事業終了まで	東京都
		メグロ・オガサワラカラヒワ生息状況	不定期	関東森林管理局
		バンディング調査(クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ(南島))	毎年	東京都(小笠原支庁)、小笠原自然文化研究所、山階鳥類研究所
		母島石門における陸生鳥類調査(モニタリングサイト1000:森林・草原)	5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		聳島列島における海鳥類調査(モニタリングサイト1000:小島嶼)	5年ごと	環境省(生物多様性センター)
	両生類 は虫類	両生爬虫類の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		アオウミガメの産卵状況等	毎年	エバーラスティングネイチャー
	淡水性 魚類	淡水性魚類の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
	昆虫類	昆虫類の分布状況(自然環境保全基礎調査)	概ね5年ごと	環境省(生物多様性センター)
		保護林における昆虫調査(保護林モニタリング調査)	5年ごと	林野庁
		希少昆虫類の生息状況等	毎年	環境省
		甲虫類生息状況	事業終了まで	環境省
陸産貝類	陸産貝類の分布状況	毎年	環境省	
海域	サンゴ礁	サンゴ被度(モニタリングサイト1000:サンゴ礁)	毎年	環境省(生物多様性センター)

(引用：世界自然遺産推薦書 表6-1)

3 - 4 その他

(1) 情報提供

エコツーリズムの関係者は、ガイド事業者や地域住民、観光旅行者など多岐にわたっており、広く情報を提供し、理解と協力を求める必要があります。小笠原の自然と文化の魅力を最大限に伝え、ルールの内容を周知するとともに、地域における自発的な活動を促すための効果的な周知・普及を図ります。また、小笠原独自の「自然と共生」や「エコツーリズム」の取組も積極的にアピールしていきます。

村民への情報発信

村民だより、小笠原村ホームページ等を通して、小笠原におけるエコツーリズムに関する情報を発信し、エコツーリズムへの理解と協力を呼びかけます。村民のエコツーリズムへの関心を常に保つよう努めます。

ガイド事業者への情報発信

協議会やガイド講習会、観光協会のガイド部会等を通じて、エコツーリズムに関する情報提供やルールの遵守の徹底を図ります。

観光客への情報発信

来島前にできるだけ多くの情報を得ることができるように、ウェブサイト（小笠原村ホームページ、観光協会ホームページ、観光局ホームページ）や本土でのイベント、旅行商品パンフレット、メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等）等を通じて、積極的に情報発信します。

さらに、定期船や観光船（クルーズ船）などとも連携し、小笠原の魅力だけでなく、ルールについての周知を図ります。また、島内においても、パンフレットやポスターを設置することで、来島時にもエコツーリズムへの理解と協力を呼びかけます。

旅行会社への情報発信

旅行会社向けウェブサイト（観光局ホームページ）や本土での事前説明会（クルーズ船）観光局によるセミナーや訪問説明等を通じて、積極的に情報発信します。

(2) 人材育成

各種ガイド制度に基づく講習の実施

陸域におけるガイドの人材育成に当たっては、小笠原エコツーリズム協議会において、平成23年度から「小笠原陸域ガイド登録制度」の運用を開始しています。同制度では、登録ガイドに一定水準のスキルを習得させることを目的として「小笠原陸域ガイド講習」の受講を登録の要件としています。今後は人材育成制度（インターンシップ制度）の構築も図ることとしており、小笠原で活動するガイド全体の能力向上を図っていきます。

また、上記以外にも、南島や母島石門地域で活動するガイドの養成を目的として東京都が実施する「東京都自然ガイド認定講習」や、森林生態系保護地域内の指定ルートで活動するガイドの入林許可を付与する条件として林野庁関東森林管理局が実施する「希少な動植物の生息・生育環境の保全と利用に関する講習（利用講習）」などが実施されています。

一方海域については、小笠原ホエールウォッチング協会がホエールウォッチングを行う事業者を対象としてホエールウォッチング・インタープリターを認定しています。この認定に当たっては、一定の講習（基礎鯨類学・インタープリテーション学）を受講し、認定試験に合格した場合に資格を付与しているほか、定期的に勉強会を開催しています。

エコツーリズム推進に関する勉強会の実施

小笠原エコツーリズム協議会では、ガイド事業者を対象として、ガイド技術や安全管理技術の習得、課題の共有などを目的とした実習や勉強会を開催しています。

4 自然観光資源の保護及び育成

4 - 1 特定自然観光資源

当村の自然観光資源については、各種法令及びルール等によって保護対策が進んでおり、エコツアー等の利用による自然環境への負荷は低く抑えられています。また、当村の地理的立地や交通事情により、今後、自然観光資源の利用者が著しく増加することも考えにくい状況です。

以上のことから、特定自然観光資源の指定は行わないこととします。

4 - 2 その他の自然観光資源の保護と育成

(1) 自然観光資源の保護と育成

前述の各種ルールによって自然観光資源の保護を進めるとともに並行して行うモニタリング等により状況の把握及び評価を行います。モニタリング等により得られた結果については、協議会において報告するとともに、必要に応じ課題解決等に向けた協議を行い、協議結果については、各参加主体における取組等へ反映できるように調整します。

(2) 自然観光資源に関する法令等

自然観光資源に関する主な法令及び計画は、以下のとおりです。

	名 称	所管する機関等
条 約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	UNESCO
法 令 等	自然公園法	環境省
	鳥獣保護管理法	環境省
	種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	環境省
	外来生物法（外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）	環境省
	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省(林野庁)
	森林法	農林水産省(林野庁)
	文化財保護法	文部科学省(文化庁)
	東京都文化財保護条例	東京都
計 画	世界自然遺産地域 小笠原諸島管理計画	環境省ほか
	小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画	環境省
	小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画	関東森林管理局
	伊豆諸島国有林の地域別の森林計画	関東森林管理局
	伊豆諸島地域森林計画	東京都
	小笠原村森林整備計画	小笠原村

5 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

5 - 1 環境教育の場としての活用と普及啓発

(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

ガイド事業者がガイドツアーを実施するに当たっては、体験を通じて自然への理解を深める機会を提供するほか、参加者に環境問題について考える機会を提供するといった点を考慮し、参加者の気づきを促すような構成となるよう工夫します。

(2) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツーリズム推進に関する取組については、引き続き小笠原村の広報（村民だより）などの媒体を活用し周知を図っていきます。

関係団体によって制定・運用されている各種の自主ルールについては、小冊子（ルールブック）の全戸配布を行うことで一般の住民にも周知を図っています。

また、ガイド事業者が、村民向け自然観察会や総合的な学習の時間を活用した環境学習の要素を織り込んだプログラムの講師となるなど、社会教育・学校教育とも連携した取組を進めます。

5 - 2 他の法令や計画等との関係及び整合

エコツーリズムの推進にあたっては、以下に挙げた主な関連法令との整合性を図りながら、実施していきます。

(1) 法令・制度

- ・自然公園法（小笠原国立公園）
- ・保護林制度（小笠原諸島森林生態系保護地域）
- ・鳥獣保護管理法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・種の保存法（国内希少野生動植物種） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・文化財保護法（国指定天然記念物）
- ・外来生物法 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・自然環境保全促進地域の適切な利用ルール（南島・石門一帯）
- ・東京都文化財保護条例
- ・自然再生推進法
- ・森林法
- ・旅行業法
- ・道路交通法
- ・道路運送法

(2) 計画

- ・小笠原エコツーリズム推進マスタープラン（小笠原エコツーリズム協議会 / 平成 22 年）
- ・小笠原の自然環境の保全と再生に関する基本計画（環境省 / 平成 19 年）
- ・第 4 次小笠原村総合計画（小笠原村 / 平成 26 年計画初年度）
- ・世界自然遺産地域 小笠原諸島管理計画（環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村 / 平成 23 年）

5 - 3 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

農林水産業の発展とエコツーリズム推進の相乗効果が期待されることから、地域の農林水産業や土地の所有者等と連携してエコツーリズムを実施します。

(1) 海域利用

海域利用にあたっては、クルーズ船客への対応など漁業者と連携してエコツーリズムを実施するとともに、法令等を遵守し水産資源の保護・保全を図るとともに、漁業活動や航行の迷惑にならないよう注意する必要があります。

(2) 陸域利用

陸域利用については、私有地に立ち入る場合や住宅地・農地周辺で動植物の観察を行うといった場合には事前に許可を取るなど、一般住民や土地所有者等の理解を図りながらエコツーリ

ズムを実施します。その際、マナー、ルール等の遵守を徹底するよう十分に注意をします。また、将来的には、農業者と連携したエコツアープログラムも検討します。

5 - 4 地域の生活や習わし等への配慮

ガイドツアーの実施にあたっては、地域住民の生活や習わし等の文化的活動に影響が及ばないよう最大限配慮します。また、自然観光資源は、地域住民にとっても貴重な財産であるとの認識のもと、地域住民がその恩恵を受け続けることができるように持続可能な利活用に努めます。

5 - 5 安全管理

ガイドツアー実施中の参加者や実施者の安全を確保するために、以下の対策を実施します。

(1) 陸域の安全管理

陸域で活動するガイド事業者は、保険加入など安全管理のための対応と、救急救命などの必要な技術の習得に取り組みます。また、ガイドツアー実施時の安全管理や危険回避の考え方がまとめられた安全管理マニュアルを遵守します。さらに、ガイドツアーの実施に先立ち、参加者の健康状態等を把握するための「カウンセリングシート」を積極的に活用します。

(2) 海域の安全管理

海域で活動するガイド事業者は、保険加入など安全管理のための対応と、救急救命などの必要な技術の習得に取り組みます。また、ツアーの実施に先立ち、その日の海況を見極めて催行の可否を慎重に判断するとともに、実施の前には設備や器具の点検を確実にを行うなど、安全確保に努めます。

5 - 6 全体構想の公表

協議会が全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、小笠原村は村民だよりやホームページ、広報用パンフレットなどにより、広く一般に公開します。

5 - 7 全体構想の見直し

協議会では、全体構想の実施状況について、毎年度点検を行います。また、概ね5年ごとに見直しを行います。ただし、点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合には、適宜見直しを行います。